

第二回國會 司法委員會會議錄 第二十二号

昭和二十三年五月二十八日(金曜日)

午後一時五十分開議

出席委員

委員長 井伊 誠二君

理事 鎌治 良作君 理事 石川金次郎君

理事 八並 達雄君 佐藤 昌三君

佐藤 通吉君 花村 四郎君

松本 弘君 明禮輝三郎君

池谷 信一君 石井 繁九君

猪俣 浩三君 柳原 千代君

中村 俊夫君 大島 多蔵君

出席國務大臣

國務大臣 鈴木 義男君

出席政府委員

法務政務次官 松永 義雄君

檢察長官 木内 曾益君

委員外の出席者

專門調査員 村 敦三君

專門調査員 小木 貞一君

本日の會議に付した事件

刑事訴訟法を改正する法律案(内閣提出)(第六九号)

○井伊委員長 會議を開きます。

刑事訴訟法を改正する法律案を議題

といたします。本案について提案理由

の説明を求めます。鈴木法務總裁。

刑事訴訟法を改正する法律案

刑事訴訟法目次

第一編 總則

第一章 裁判所の管轄

第二章 裁判所職員の除斥及び忌

第三章 訴訟能力

第四章 弁護及び補佐

第一類第四号 司法委員會會議錄

第二十二号 昭和二十三年五月二十八日

昭和二十三年五月二十八日

昭和二十三年五月二十八日

昭和二十三年五月二十八日

昭和二十三年五月二十八日

昭和二十三年五月二十八日

第五章 裁判

第六節 書類及び送達

第七節 期間

第八章 被告人の召喚、勾引及び

勾留

第九章 押収及び搜索

第十章 鑑定

第十一章 証人尋問

第十二章 鑑定

第十三章 通訳及び翻譯

第十四章 証人保全

第十五章 訴訟費用

第十六章 審判

第十七章 上訴

第十八章 公判

第十九章 公判準備及び公判手続

第二節 証人

第三節 公判の裁判

第一章 通則

第二章 控訴

第三章 上告

第四章 抗告

第五章 再審

第六節 非常上告

第七節 異議手続

第七編 裁判の執行

刑事訴訟法

第一編 總則

第一條 この法律は、刑事事件につき、

公共の福祉の維持と個人の基本的人

権の保障とを全うしつつ、事案の眞

相を明らかにし、刑罰法令を適正且

つ迅速に適用を実現することを目的と

する。

第六條 土地管轄を異にする数個の事

件が関連するときは、一個の事件に

つき管轄権を有する裁判所は、併せ

て他の事件を管轄することができ

る。但し、他の法律の規定により特

第二章 裁判所の管轄

第二條 裁判所の土地管轄は、犯罪地

又は被告人の住所、居所若しくは現

在地による。

國外に在る日本船舶内で犯した罪

については、前項に規定する地の

外、その船舶の船籍の所在地又は犯

罪後その船舶の寄泊した地による。

第三條 事物管轄を異にする数個の事

件が関連するときは、上級の裁判所

は、併せてこれを管轄することがで

きる。

高等裁判所の特別権限に属する事

件と他の事件とが関連するときは、

高等裁判所は、併せてこれを管轄す

ることが出来る。

第四條 事物管轄を異にする数個の開

連事件が上級の裁判所に係属する場

合において、併せて審判することを

必要としなければならないときは、上

級の裁判所は、決定で管轄権を有す

る下級の裁判所にこれを移送するこ

とができる。

第五條 数個の開連事件が各別に上級

の裁判所及び下級の裁判所に係属す

るときは、事物管轄にかかわらず、

上級の裁判所は、決定で下級の裁判

所の管轄に属する事件を併せて審判

することが出来る。

高等裁判所の特別権限に属する事

件が高等裁判所に係属し、これと開

連する事件が下級の裁判所に係属す

るときは、高等裁判所は、決定で下

級の裁判所の管轄に属する事件を併

せて審判することが出来る。

第六條 土地管轄を異にする数個の事

件が関連するときは、一個の事件に

つき管轄権を有する裁判所は、併せ

て他の事件を管轄することができ

件が関連するときは、一個の事件に

つき管轄権を有する裁判所は、併せ

て他の事件を管轄することができ

る。但し、他の法律の規定により特

定の裁判所の管轄に属する事件は、

これを管轄することができない。

第七條 土地管轄を異にする数個の開

連事件が同一裁判所に係属する場合

において、併せて審判することを必

要としなければならないときは、その

裁判所は、決定で管轄権を有する他

の裁判所にこれを移送することがで

きる。

第八條 数個の開連事件が各別に事物

管轄を同じくする数個の裁判所に係

属するときは、各裁判所は、檢察官

又は被告人の請求により、決定でこ

れを一の裁判所に併合することがで

きる。

前項の場合において各裁判所の決

定が一致しないときは、各裁判所に

共通する直近上級の裁判所は、檢察

官又は被告人の請求により、決定で

事件を一の裁判所に併合することが

できる。

第九條 数個の事件は、左の場合に開

連するものとする。

一 一人が数罪を犯したとき。

二 数人が共に同一又は別個の罪を

犯したとき。

三 数人が通謀して各別に罪を犯し

たとき。

犯人職匿の罪、証憑隠滅の罪、偽

証の罪、虚偽の鑑定通訳の罪及び贋

物に関する罪とその本犯の罪とは、

共に犯したものとみなす。

第十條 同一事件が事物管轄を異にする

数個の裁判所に係属するときは、

上級の裁判所がこれを審判する。

上級の裁判所は、檢察官又は被告

人の請求により、決定で管轄権を有

する下級の裁判所にその事件を審判

させることができる。

第十一條 同一事件が事物管轄を同じ

くする数個の裁判所に係属するとき

は、最初に公訴を受けた裁判所が、

これを審判する。

各裁判所に共通する直近上級の裁

判所は、檢察官又は被告人の請求に

より、決定で後に公訴を受けた裁判

所にその事件を審判させることがで

きる。

第十二條 裁判所は、事実発見のため

必要があるときは、管轄区域外で職

務を行うことができる。

前項の規定は、受命裁判官にこれ

を適用する。

第十三條 訴訟手続は、管轄違の理由

によつては、その効力を失わない。

第十四條 裁判所は、管轄権を有しな

いときでも、急速を要する場合に

は、事実発見のため必要な処分をす

ることが出来る。

前項の規定は、受命裁判官にこれ

を適用する。

第十五條 檢察官は、左の場合には、

関係のある第一審裁判所に共通する

直近上級の裁判所に管轄指定の請求

をしなければならない。

一 裁判所の管轄区域が明らかでな

いため管轄裁判所が定まらないと

き。

二 管轄を言い渡した裁判が確定した事件について他に管轄裁判所がないとき。

第十六條 法律による管轄裁判所がないときは、検事総長は、最高裁判所に管轄指定の請求をしなければならぬ。

第十七條 検察官は、左の場合には、直近上級の裁判所に管轄移轉の請求をしなければならない。

一 管轄裁判所が法律上の理由又は特別の事情により裁判権を行うことができないとき。

二 地方の民心、訴訟の状況その他の事情により裁判の公平を維持することができないとき。

前項各号の場合には、被告人も管轄移轉の請求をすることができる。

第十八條 犯罪の性質、地方の民心その他の事情により管轄裁判所が審判をするときは公安を害する虞があると認める場合には、検事総長は、最高裁判所に管轄移轉の請求をしなければならない。

第十九條 裁判所は、適當と認めるときは、檢察官若しくは被告人の請求により又は職權で、決定を以て、その管轄に属する事件を事物管轄を同じくする他の管轄裁判所に移轉することができる。

移送の決定は、被告事件につき証拠調を開始した後は、これをするこ

とができない。
移送の決定又は移送の請求を却下する決定に対しては、その決定により著しく利益を害される場合に限

第二章 裁判所職員の除斥及び忌避

第二十條 裁判官は、左の場合には、職務の執行から除斥される。

一 裁判官が被害者であるとき。

二 裁判官が被告人又は被害者の親族であるとき、又はあつたとき。

三 裁判官が被告人又は被害者の法定代理人、後見監督人又は保佐人であるとき。

四 裁判官が事件について証人又は鑑定人となつたとき。

五 裁判官が事件について被告人の代理人、弁護人又は補佐人となつたとき。

六 裁判官が事件について檢察官又は司法警察員の職務を行つたとき。

七 裁判官が事件について第二百六十六條第二号の決定、署名命令、前審の裁判、第三百九十八條乃至第四百十三條の規定により差戻し、若しくは移送された場合における原判決又はこれらの裁判の基礎となつた取調に關與したとき。但し、受託裁判官として關與した場合は、この限りでない。

第二十一條 裁判官が職務の執行から除斥されるべきとき、又は不公平な裁判をする虞があるときは、檢察官又は被告人は、これを忌避すること

ができる。
弁護人は、被告人のため忌避の申立をすることができる。但し、被告人の明示した意思に反することはできない。

第二十二條 事件について請求又は陳述をした後には、不公平な裁判をする

る虞があることを理由として裁判官を忌避することはできない。但し、忌避の原因があることを知らなかつたとき、又は忌避の原因がその後

生じたときは、この限りでない。

第二十三條 合議体の構成員である裁判官が忌避されたときは、その裁判官所属の裁判所が、決定をしなければならぬ。この場合においてその裁判所が地方裁判所であるときは、合議体で決定をしなければなら

ない。
地方裁判所の一人の裁判官が忌避されたときはその裁判官所属の裁判所が、簡易裁判所の裁判官が忌避されたときは管轄地方裁判所が、合議体で決定をしなければならぬ。但し、忌避された裁判官が忌避の申立を理由があるものとするとときは、その決定があつたものとみなす。

忌避された裁判官は、前三項の決定に關與することができない。

裁判所が忌避された裁判官の退去により決定をすることができないときは、直近上級の裁判所が、決定をしなければならない。

第二十四條 訴訟を遅延させる目的のみでされたことの明らかな忌避の申立は、決定でこれを却下しなければならない。この場合には、前條第三項の規定を適用しない。第二十二條の規定に違反し、又は裁判所の規則で定める手続に違反してされた忌避の申立を却下する場合も、同様である。

前項の場合には、忌避された受命裁判官、地方裁判所の一人の裁判官又は簡易裁判所の裁判官は、忌避の申立を却下する裁判をすることがで

きる。

第二十五條 忌避の申立を却下する決定に対しては、即時抗告することが

できる。

第二十六條 この章の規定は、第二十条第七号の規定を除いて、裁判所書記にこれを適用する。

決定は、裁判所書記所属の裁判所がこれをしなければならぬ。但し、第二十四條第一項の場合には、裁判所書記の附屬する受命裁判官が、忌避の申立を却下する裁判をすることが

できる。

第二十七條 被告人又は被害者が法人であるときは、その代表者が、訴訟行為についてこれを代表する。数人が共同して法人を代表する場合にも、訴訟行為については、各自が、これを代表する。

第二十八條 刑法第三十九條乃至第四十一條の規定を適用しない罪にあたる事件について、被告人又は被害者が意思能力を有しないときは、その法定代理人（親権者が二人あるときは、各自。以下同じ。）が、訴訟行為についてこれを代理する。

第二十九條 前二條の規定により被告人を代表し、又は代理する者がいないときは、檢察官の請求により又は職權で、特別代理人を選任しなければならない。

前二條の規定により被疑者を代表し、又は代理する者が不在の場合において、檢察官、司法警察員又は利害關係人の請求があつたときも、前項と同様である。

特別代理人は、被告人又は被疑者を代表し又は代理して訴訟行為をする

ことができるまで、その任務を行う。

第四章 弁護及び補佐

第三十條 被告人又は被疑者は、何時でも弁護人を選任することができる。

被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、獨立して弁護人を選任することができる。

第三十一條 弁護人は、弁護士の中からこれを選任しなければならない。簡易裁判所又は地方裁判所においては、裁判所の許可を得たときは、弁護士でない者を弁護人に選任することができる。但し、地方裁判所においては、他に弁護士の中から選任された弁護人がある場合に限る。

第三十二條 公訴の提起前にした弁護人の選任は、第一審においてもその効力を有する。公訴の提起後における弁護人の選任は、審級ごとにこれをしなければならない。

第三十三條 被告人に数人の弁護人があるときは、裁判所の規則の定めるところにより、その一人を主任弁護人とする。但し、地方裁判所においては、弁護士でない者を主任弁護人とすることはできない。

第三十四條 主任弁護人は、裁判所の規則の定めるところにより、弁護人に対する訴訟行為又は弁護人の代表する。但し、第二百九十三條第二項に規定する陳述については、この限りでない。

第三十五條 裁判所は、特別の事情があるときは、弁護人の数を各被告人について三人までに制限することができる。

である。

被疑者の弁護人の数は、各被疑者について三人を超えることができない。

第三十六條 被告人が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により、被告人のため弁護人を附しななければならない。但し、被告人以外の方が選任した弁護人がある場合は、この限りでない。

第三十七條 左の場合に被告人に弁護人がないときは、裁判所は、職権で弁護人を附することができる。

一 被告人が未成年者であるとき。
二 被告人が年齢七十以上の者であるとき。

三 被告人が耳の聞えない者又は口のきけない者であるとき。

四 被告人が心神喪失者又は心神耗弱者であるとき。

五 その他必要と認めるとき。

第三十八條 この法律の規定に基づいて裁判所又は裁判長が附すべき弁護人は、弁護士の中からこれを選任しなければならない。

前項の規定により選任された弁護人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。

第三十九條 身体の拘束を受けている被告人又は被疑者は、弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人とならうとする者（弁護士でない者にあつては、第三十一條第二項の許可があつた後に限る。）と立会人なくして接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。

前項の接見又は授受については、

法令（裁判所の規則を含む。以下同じ。）で、被告人又は被疑者の逃亡、罪証の隠滅又は戒護に支障のある物の授受を防ぐため必要な措置を規定することができる。

檢察官、檢察事務官又は司法警察職員（司法警察員及び司法巡查をいふ。以下同じ。）は、捜査のため必要があるときは、公訴の提起前に限り、第一項の接見又は授受に關し、その日時、場所及び時間を指定することができる。但し、その指定は、被疑者が防禦の準備をする権利を不当に制限するようなものであつてはならない。

第四十條 弁護人は、公訴の提起後は、裁判所において、訴訟に關する書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄写することができる。但し、証拠物を謄写するについては、裁判長の許可を受けなければならない。

第四十一條 弁護人は、この法律に特別の定めのある場合に限り、独立して訴訟行為をすることができる。

第四十二條 被告人の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、何時でも補佐人となること

補佐人となるには、審級ごとにその旨を届け出なければならない。

補佐人は、被告人の明示した意思に反しない限り、被告人がすることのできる訴訟行為をすることができる。但し、この法律に特別の定めがある場合は、この限りでない。

第五十條 判決は、この法律に特別の定めのある場合を除いては、口頭弁論に基づいてこれをしなければならない。

第一類第四号 司法委員会編纂 第二十二号 昭和二十三年五月二十八日

い。

決定又は命令は、口頭弁論に基いてこれをすることを要しない。

決定又は命令をするに於て必要がある場合には、事実の取調をすることが出来る。

前項の取調は、合議体の構成員にこれをさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することが出来る。

第四十四條 裁判には、理由を附しななければならない。

上訴を許さない決定又は命令には、理由を附することを要しない。但し、第四百二十八條第二項の規定により異議の申立をすることが出来る決定については、この限りでない。

第四十五條 判決以外の裁判は、判事補が一人でこれを行うことができる。

第四十六條 被告人その他訴訟関係人は、自己の費用で、裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本の交付を請求することができる。

第六十條 書類及び送達

第四十七條 訴訟に關する書類は、公判の開始前には、これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない。

第四十八條 公判期日における訴訟手續については、公判調書を作成しなければならない。

公判調書には、裁判所の規則の定めるところにより、公判期日における審判に關する重要な事項を記載しなければならない。

公判調書は、各公判期日後で出来る限り速やかに、これを整理しなければ

ばならない。

第四十九條 被告人に弁護人がないときは、公判調書は、裁判所の規則の定めるところにより、被告人も、これを閲覧することが出来る。被告人は、読むことができないとき、又は目の見えないときは、公判調書の朗読を求めることができる。

第五十條 公判調書が次回の公判期日までに整理されなかつたときは、裁判所書記は、檢察官、被告人又は弁護人の請求により、次回の公判期日において又はその期日までに、前回の公判期日における証人の供述の要旨を告げなければならない。この場合において、請求をした檢察官、被告人又は弁護人が証人の供述の要旨の正確性につき異議を申し立てたときは、その旨を調書に記載しなければならない。

第五十一條 被告人及び弁護人の出頭なくして開廷した公判期日の公判調書が、次回の公判期日までに整理されなかつたときは、裁判所書記は、次回の公判期日において又はその期日までに、出頭した被告人又は弁護人に前回の公判期日における審判に關する重要な事項を告げなければならない。

第五十二條 公判期日における訴訟手續で公判調書に記載されたものは、公判調書のみによつてこれを証明することができる。

第五十三條 何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができる。但し、訴訟記録の保存又は裁判所若しくは檢察廳の事務に支障のあるときは、この限りでない。

弁論の公開を禁止した事件の訴訟

記録又は一般の閲覧に適しないものとしてその閲覧が禁止された訴訟記録は、前項の規定にかかわらず、訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があつて特に訴訟記録の保管者の許可を受けた者でなければ、これを閲覧することが出来ない。

日本國憲法第八十二條第二項但書に掲げる事件については、閲覧を禁止することはできない。

訴訟記録の閲覧については、別に法律で、手数料を定めることができる。

第五十四條 書類の送達については、裁判所の規則に特別の定めのある場合を除いては、民事訴訟に關する法令の規定（公示送達に關する規定を除く。）を準用する。

第七十條 期間

第五十五條 期間の計算については、時で計算するものは、即時からこれを起算し、日、月又は年で計算するものは、初日を算入しない。但し、時効期間の初日は、時間を論じないで一日としてこれを計算する。

月及び年は、曆に従つてこれを計算する。

期間の末日が日曜日、一月一日、二月四日、十二月二十九日、三十日、三十一日又は一般の休日として指定された日にあたるときは、これを期間に算入しない。但し、時効期間については、この限りでない。

第五十六條 法定の期間は、裁判所の規則の定めるところにより、訴訟行為をすべき者の住居又は事務所所在地と裁判所又は檢察廳の所在地との距離及び交通通信の便否に従い、これを延長することができる。

三

前項の規定は、宣告した裁判に対する上訴の提起期間には、これを適用しない。

第八章 被告人の召喚、勾引及び勾留

第五十七條 裁判所は、裁判所の規則で定める相当の猶予期間を置いて、被告人を召喚することができる。

第五十八條 裁判所は、左の場合には、被告人を勾引することができる。

一 被告人が定まつた住居を有しないとき。

二 被告人が、正当な理由がなく、召喚に應じないとき、又は應じない虞があるとき。

第五十九條 勾引した被告人は、裁判所に引致した時から二十四時間以内、これを釈放しなければならぬ。但し、その時間内に勾留状が発せられたときは、この限りでない。

第六十條 裁判所は、被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、これを勾留することができる。但し、五百円以下の罰金、勾留又は科料にあたる事件については、被告人が定まつた住居を有しない場合に限り。

第六十一條 被告人の勾留は、被告人に対し被告事件を告げこれに関する陳述を聴いた後でなければ、これをするのでない。但し、被告人が逃亡した場合、この限りでない。

第六十二條 被告人の召喚、勾引又は勾留は、召喚状、勾引状又は勾留状を発してこれをしなければならぬ。

第六十三條 召喚状には、被告人の氏名及び住居、罪名、出頭すべき年月

日時及び場所並びに正当な理由がなく出頭しないときは勾引状を発することがある旨その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならぬ。

第六十四條 勾引状又は勾留状には、被告人の氏名及び住居、罪名、公訴事実の要旨、引致すべき場所又は勾留すべき監獄、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状はこれを返還しなければならぬ旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならぬ。

被告人の氏名が明かでないときは、人相、体格その他被告人を特定するに足りる事項で被告人を指示することができる。

被告人の住居が明らかでないときは、これを記載することを要しない。

第六十五條 召喚状は、これを送達する。被告人から期日に出席する旨を記載した書面を差し出し、又は出席した被告人に対し口頭で次の出頭を命じたときは、召喚状を送達した場合と同一の効力を有する。口頭で出頭を命じた場合には、その旨を調書に記載しなければならない。

裁判所に近接する監獄にいる被告人に対しては、監獄官吏に通知してこれを召喚することができる。この場合には、被告人が監獄官吏から通知を受けた時に召喚状の送達があつたものとみなす。

第六十六條 裁判所は、被告人の現在の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に被告人の勾引を囑託すること

受託裁判官は、受託の権限を有する他の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に囑託することができる。

受託裁判官は、受託事項について権限を有しないときは、受託の権限を有する他の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に囑託を移送することができる。

囑託又は移送を受けた裁判官は、勾引状を発しなければならぬ。

第六十四條の規定は、前項の勾引状においては、勾引状に囑託によつてこれを発する旨を記載しなければならぬ。

第六十七條 前條の場合には、囑託によつて勾引状を発した裁判官は、被告人を引致した時から二十四時間以内、その人選でないかどうかをとり調べなければならない。

被告人が人選でないときは、速やかに且つ直接これを指定された裁判所に送致しなければならない。この場合には、囑託によつて勾引状を発した裁判官は、被告人が指定された裁判所に到着するべき期間を定めなければならない。

前項の場合には、第五十九條の期間は、被告人が指定された裁判所に到着した時からこれを起算する。

第六十八條 裁判所は、必要があるときは、指定の場所に被告人の出頭又は同行を命ずることができる。

被告人が正当な理由がなくこれに應じないときは、その場所に勾引することができる。この場合には、第五十九條の期間は、被告人をその場所

所に引致した時からこれを起算する。

第六十九條 裁判長は、急速を要する場合、第五十七條乃至第六十二條、第六十五條、第六十六條及び前條に規定する処分をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができる。

第七十條 勾引又は勾留状は、檢察官の指揮によつて、檢察事務官又は司法警察職員がこれを執行する。但し、急速を要する場合には、裁判長、受命裁判官又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官は、その執行を指揮することができる。

監獄にいる被告人に対して発せられた勾留状は、檢察官の指揮によつて、監獄官吏がこれを執行する。

第七十一條 檢察事務官又は司法警察職員は、必要があるときは、管轄区域外で、勾引状を執行し、又はその地の檢察事務官若しくは司法警察員にその執行を求めることができる。

第七十二條 被告人の現在地が判らないときは、裁判長は、檢察長にその捜査及び勾引状の執行を囑託することができる。

囑託を受けた檢察長は、その管内の檢察官に捜査及び勾引状の執行の手続をさせなければならない。

第七十三條 勾引状を執行するには、これを被告人に示した上、できる限り速やかに且つ直接、指定された裁判所その他の場所に引致しなければならない。第六十六條第四項の勾引状については、これを発した裁判官に引致しなければならない。

勾留状を執行するには、これを被告人に示した上、できる限り速やかに

に且つ直接、指定された監獄に引致しなければならない。

勾引状又は勾留状を所持しない場合においても、急速を要するときは、前二項の規定にかかわらず、被告人に対し公訴事実の要旨及び令状が発せられている旨を告げて、その執行をすることができる。但し、令状は、できる限り速やかにこれを示さなければならない。

第七十四條 勾引状又は勾留状の執行を受けた被告人を護送する場合において必要があるときは、仮に最寄の監獄にこれを留置することができる。

第七十五條 勾引状の執行を受けた被告人を引致した場合には、必要があるときは、これを監獄に留置することができる。

第七十六條 被告人を勾引したときは、直ちに被告人に対し、公訴事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨並びに貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨を告げなければならない。但し、被告人に弁護人があるときは、公訴事実の要旨を告げれば足りる。

前項の告知は、合議体の構成員又は裁判所書記にこれをさせることができる。

第六十六條第四項の規定により勾引状を発した場合には、第一項の告知は、その勾引状を発した裁判官がこれをしなければならない。但し、裁判所書記にその告知をさせることができる。

第七十七條 逮捕又は勾引に引き続き

勾留する場合を除いて被告人を勾留するには、被告人に対し、弁護人を選任することができる旨及び貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨を告げなければならない。但し、被告人に弁護人があるときは、この限りでない。

第六十一條 但書の場合には、被告人を勾留した後直ちに、前項に規定する事項の外、公訴事実の要旨を告げなければならない。但し、被告人に弁護人があるときは、公訴事実の要旨を告げれば足りる。

前條第二項の規定は、前二項の告知についてこれを準用する。

第七十八條 勾引又は勾留された被告人は、裁判所又は監獄の長若しくはその代理者に弁護士又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出るることができる。但し、被告人に弁護人があるときは、この限りでない。

前項の申出を受けた裁判所又は監獄の長若しくはその代理者は、直ちに被告人の指定した弁護士又は弁護士会にその旨を通知しなければならない。被告人が二人以上の弁護士又は二以上の弁護士会を指定して前項の申出をしたときは、そのうちの一人の弁護士又は一の弁護士会にこれを通知すれば足りる。

第七十九條 被告人を勾留したときは、直ちに弁護人にその旨を通知しなければならない。被告人に弁護人がないときは、被告人の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうち被告人の指定する者一人にその旨を通知しなければならない。

第八十條 勾留されている被告人は、第三十九條第一項に規定する者以外の者と、法令の範囲内で、接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができ、勾引状により監獄に留置されている被告人も、同様である。

第八十一條 裁判所は、逃亡し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるときは、檢察官の請求により又は職権で、勾留されている被告人と第三十九條第一項に規定する者以外の者との接見を禁止し、又はこれと授受すべき書類その他の物を検閲し、その授受を禁止し、若しくはこれを差し押さへることができ、但し、糧食の授受を禁止し、又はこれを差し押さへることはできない。

第八十二條 勾留されている被告人は、裁判所に勾留の理由の開示を請求することができる。

勾留されている被告人の弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族、兄弟姉妹その他利害関係人も、前項の請求をすることができ、

前二項の請求は、保釈、勾留の執行停止若しくは勾留の取消があつたとき、又は勾留状の効力が消滅したときは、その効力を失う。

第八十三條 開示の手続は、公開の法廷でこれをしなければならない。法廷は、裁判官及び裁判所書記が列席してこれを開く。

被告人及びその弁護人が出頭しないときは、開廷することはできない。但し、被告人の出頭については、被告人が病氣その他やむを得ない事由によつて出頭することができず且つ被告人に異議がないとき、弁護人の出頭については、被告人に異議がないときは、この限りでない。

第八十四條 法廷においては、裁判長は、勾留の理由を告げなければならない。

被告人及び弁護人並びにこれらの者以外の請求者は、意見を述べることができ、檢察官も同様である。

第八十五條 開示の手続は、合議体の構成員に、これをさせることができる。

第八十六條 同一の勾留について第八十二條の請求が二以上ある場合には、開示の手続は、最初の請求についてこれを行う。その他の請求は、開示の手続が終了した後、決定でこれを却下しなければならない。

第八十七條 勾留の理由又は勾留の必要がなくなつたときは、裁判所は、檢察官、勾留されている被告人若しくはその弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の請求により、又は職権で、決定を以て勾留を取り消さなければならない。

第八十二條第三項の規定は、前項の請求についてこれを準用する。

第八十八條 勾留されている被告人又はその弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹は、保釈の請求をすることができ、

第八十二條第三項の規定は、前項の請求についてこれを準用する。

第八十九條 保釈の請求があつたときは、左の場合を除いては、これを許さなければならない。

一 被告人が死刑又は無期の懲役若しくは禁錮にあたる罪を犯したものであるとき。

二 被告人が前に死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮にあたる罪につき有罪の宣告を受けたことがあるとき。

三 被告人が常習として長期三年以上の懲役又は禁錮にあたる罪を犯したものであるとき。

四 被告人が罪証を隠滅する虞があるとき。

五 被告人の氏名及び住居が判らな

第九十條 裁判所は、適當と認めるときは、職権で保釈を許すことができる。

第九十一條 勾留による拘禁が不当に長くなつたときは、裁判所は、第八十八條に規定する者の請求により、又は職権で、決定を以て勾留を取り消し、又は保釈を許さなければならない。

第八十二條第三項の規定は、前項の請求についてこれを準用する。

第九十二條 裁判所は、保釈を許す決定又は保釈の請求を却下する決定をするには、檢察官の意見を聴かなければならない。

第九十三條 保釈を許す場合には、保証金額を定めなければならない。

保証金額は、犯罪の性質及び情状、証拠の証明力並びに被告人の性格及び資産を考慮して、被告人の出頭を保証するに足りる相当な金額でなければならない。

第九十四條 保釈を許す決定は、保証金の納付があつた後でなければならない。これを執行することができない。

裁判所は、保釈請求者でない者に保証金を納めることを許すことができる。

裁判所は、有價証券又は裁判所の適當と認める被告人以外の者の差し出した保証書を以て保証金に代えることを許すことができる。

第九十五條 裁判所は、適當と認めるときは、決定で、勾留されている被告人を親族、保護團體その他の者に委託し、又は被告人の住居を制限して、勾留の執行を停止することができる。

第九十六條 被告人が逃亡したとき、逃亡し若しくは罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき、召喚を受け正当な理由がなく出頭しないとき、又は住居の制限その他裁判所の定めた條件に違反したときは、裁判所は、決定で保釈又は勾留の執行停止を取り消すことができる。

保釈を取り消す場合には、裁判所は、決定で保証金の全部又は一部を没収することができる。

保釈された者が、刑の言渡を受けその判決が確定した後、執行のため呼出を受け正当な理由がなく出頭しないとき、又は逃亡したときは、檢察官の請求により、決定で保証金の全部又は一部を没収しなければならない。

第九十七條 上訴の提起期間内の事件でまだ上訴の提起がないものについて、勾留を取り消し、又は保釈若しくは勾留の執行停止をし、若しくは

これを取り消すべき場合には、原裁判所が、その決定をしなければならぬ。

上訴中の事件で訴訟記録が上訴裁判所に到達していないものについて前項の決定をすべき裁判所は、裁判所の規則の定めるところによる。

前二項の規定は、勾留の理由の開示をすべき場合にこれを準用する。

第九十八條 保釈若しくは勾留の執行停止を取り消す決定があつたとき、又は勾留の執行停止の期間が満了したときは、檢察事務官、司法警察職員又は監獄官吏は、檢察官の指揮により、勾留の執行停止を取り消す決定の謄本又は期間を指定した勾留の執行停止の決定の謄本を被告人に示してこれを收監しなければならない。

第九章 押収及び搜索

第九十九條 裁判所は、必要があるときは、証拠物又は没収すべき物と思料するものを差し押さへることができ。但し、特別の定めのある場合は、この限りでない。

裁判所は、差し押さへるべき物を指定し、所有者、所持者又は保管者にその物の提出を命ずることができ。

第一百條 裁判所は、被告人から差し、又は被告人に対して差しした郵便物又は電信に関する書類で通信事務を取り扱う官署その他の者が保管し、又は所持するものを差し押さへ、又は提出させることができる。

があることを認めるに足りる状況のあるものに限り、これを差し押さへ、又は提出させることができる。

前二項の規定による処分をしたときは、その旨を発信人又は受信人に通知しなければならない。但し、通知によつて審理が妨げられる虞がある場合は、この限りでない。

第一百一條 被告人その他の者が遺留した物又は所有者、所持者若しくは保管者が任意に提出した物は、これを留置することができる。

第一百二條 裁判所は、必要があるときは、被告人の身体、物又は住居その他の場所に就き、搜索することができ。

被告人以外の者の身体、物又は住居その他の場所については、押収すべき物の存在を認めるに足りる状況のある場合に限り、搜索をすることができ。

第一百三條 公務員又は公務員であつた者が保管し、又は所持する物について、本人又は当該公務員から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、該監督官廳の承諾がなければ、押収することはできない。但し、当該監督官廳は、國の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができる。

第一百四條 左に掲げる者が前條の申立をしたときは、第一号に掲げる者についてはその院、第二号に掲げる者については内閣の承諾がなければ、押収をすることはできない。

一 衆議院若しくは参議院の議員又はその職に在つた者

二 内閣総理大臣その他の國務大臣又はその職に在つた者

前項の場合において、衆議院、参議院又は内閣は、國の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができる。

第一百五條 医師、歯科医師、助産婦、看護婦、弁護士、弁理士、公証人、宗教の職に在る者又はこれらの職に在つた者は、業務上委託を受けたため、保管し、又は所持する物で他人の秘密に関するものについては、押収を拒むことができる。但し、本人が承諾した場合、押収の拒絶が被告人のためのみにする権利の濫用と認められる場合その他裁判所の規則で定める事由がある場合は、この限りでない。

第一百六條 公判廷外における差押又は搜索は、差押状又は搜索状を發してこれをしなければならない。

第一百七條 差押状又は搜索状には、被告人の氏名、罪名、差し押さへるべき物又は搜索すべき場所、身体若しくは物、有効期間及びその期間經過後は執行に着手することができず、今狀はこれを返還しなければならない旨並びに發付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

第六十四條第二項の規定は、前項の差押状又は搜索状についてこれを準用する。

第一百八條 差押状又は搜索状は、檢察官の指揮によつて、檢察事務官又は司法警察職員がこれを執行する。但し、裁判所が被告人の保護のため必要があることを認めるときは、裁判長は、裁判所書記又は司法警察職員にその執行を命ずることができ。

裁判所は、差押状又は搜索状の執行に關し、その執行をする者に対し書面で適當と認める指示をすることができる。

前項の指示は、合議体の構成員にこれをさせることができる。

第七十一條の規定は、差押状又は搜索状の執行についてこれを準用する。

第一百九條 檢察事務官又は裁判所書記は、差押状又は搜索状の執行について必要があるときは、司法警察職員に補助を求めることができる。

第一百十條 差押状又は搜索状は、処分を受ける者に、これを示さなければならない。

第一百十一條 差押状又は搜索状の執行については、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができ。公判廷で差押又は搜索をする場合も、同様である。

前項の処分は、押収物についてこれをすることができ。

但し、これらの者があらかじめ裁判所に立ち会わない意思を明示した場合及び急速を要する場合は、この限りでない。

裁判所は、差押状又は搜索状の執行について必要があるときは、被告人をこれに立ち会わせることができる。

第一百十四條 公務所内で差押状又は搜索状の執行をするときは、その長又はこれに代るべき者に通知してその処分に立ち会わせなければならない。

前項の規定による場合を除いて、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内で差押状又は搜索状の執行をするときは、住居若しくは看守者又はこれらの者に代るべき者をこれに立ち会わせなければならない。これらの者を立ち会わせることができないときは、隣人又は地方公共團體の職員を立ち会わせなければならない。

第一百十五條 女子の身体について搜索状の執行をする場合には、成年の女子をこれに立ち会わせなければならない。但し、急速を要する場合は、この限りでない。

第一百十六條 日出前、日没後には、令狀に夜間でも執行することができ。官の記載がなければ、差押状又は搜索状の執行のため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることはできない。

日没前に差押状又は搜索状の執行に着手したときは、日没後でも、その処分を継続することができる。

第一百十七條 左の場所で差押状又は搜索状の執行をするについては、前條

第一項に規定する制限によることを要しない。

一 賭博、富くじ又は風俗を害する行為に常用されるものと認められる場所

二 旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入することが出来る場所。

但し、公開した時間内に限る。

第百十八條 差押状又は搜索状の執行を中止する場合において必要があるときは、執行が終るまでその場所を閉鎖し、又は看守者を置くことができる。

第百十九條 搜索をした場合において証拠物又は没収すべきものがないときは、搜索を受けた者の請求により、その旨の証明書を交付しなければならない。

第百二十條 押収をした場合には、その目録を作り、所有者、所持者若しくは保管者又はこれらの者に代るべき者に、これを交付しなければならない。

第百二十一條 運搬又は保管に不便な押収物については、看守者を置き、又は所有者その他の者に、その承諾を得て、これを保管させることができる。

危険を生ずる虞がある押収物は、これを廃棄することができる。

前二項の処分は、裁判所が特別の指示をした場合を除いては、差押状の執行をした者も、これをする事ができる。

第百二十二條 没収することが出来る没収物で滅失若しくは破損の虞があるもの又は保管に不便なものについては、これを賣却してその代價を保管することができる。

第百二十三條 押収物で留置の必要がないものは、被告事件の終結を待たないで、決定でこれを還付しなければならない。

押収物は、所有者、所持者、保管者又は差出人の請求により、決定で仮にこれを還付することができる。

前二項の決定をするについては、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。

第百二十四條 押収した職務で留置の必要がないものは、被害者に還付すべき理由が明らかでない限り、被告事件の終結を待たないで、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、決定でこれを被害者に還付しなければならない。

前項の規定、民事訴訟の手續に従い、利害關係人がその権利を主張することを妨げない。

第百二十五條 押収又は搜索は、合議体の構成員にこれをさせ、又はこれをすべき地の地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができる。

受託裁判官は、受託の権限を有する他の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に轉嘱することができる。

受託裁判官は、受託事項について権限を有しないときは、受託の権限を有する他の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に囑託を移送することができる。

受命裁判官又は受託裁判官がする押収又は搜索については、裁判所がする押収又は搜索に関する規定を準用する。但し、第百條第三項の通知は、裁判所がこれをしなければならぬ。

第百二十六條 檢察事務官又は司法警察職員は、勾引状又は勾留状を執行する場合において必要があるときは、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り、被告人の搜索をすることが出来る。

この場合は、搜索状は、これを必要としなない。

第百二十七條 第百十一條、第百十二條、第百十四條及び第百十八條の規定は、前條の規定により檢察事務官又は司法警察職員がする搜索についてこれを準用する。但し、急速を要する場合は、第百十四條第二項の規定によることを要しない。

第十章 検証

第百二十八條 裁判所は、事實発見のため必要があるときは、検証をすることが出来る。

第百二十九條 検証については、身体物の検査、死体の解剖、墳墓の発掘、物の破壊その他必要な処分をすることが出来る。

第百三十條 日出前、日没後は、住居若しくは看守者又はこれらの者に代るべき者の承諾がなければ、検証のため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることはできない。但し、日出後では検証の目的を達することができない虞がある場合は、この限りでない。

日没前検証に着手したときは、日没後でもその処分を繼續することが出来る。

第百三十一條 規定する場所については、第一項に規定する制限によることを要しない。

第百三十二條 身体物の検査について

は、これを受ける者の性別、健康状態その他の事情を考慮した上、特にその方法に注意し、その者の名譽を害しないように注意しなければならない。

女子の身体を検査する場合には、医師又は成年の女子をこれに立ち会わせなければならない。

第百三十三條 裁判所は、身体物の検査のため、被告人以外の者を裁判所又は指定の場所に召喚することが出来る。

第百三十四條 前條の規定により召喚を受けた者が正当な理由がなく出頭しないときは、決定で、五千円以下の過料に処し、且つ、出頭しないために生じた費用の賠償を命ずることが出来る。

前項の決定に対しては、即時抗告をすることが出来る。

第百三十五條 第百三十二條の規定による召喚に應じない者は、更にこれを召喚し、又はこれを勾引することである。

第百三十六條 第六十二條、第六十三條及び第六十五條の規定は、第百三十二條及び前條の規定による召喚について、第六十二條、第六十四條、第六十六條、第六十七條、第七十條、第七十一條及び第七十三條第一項の規定は、前條の規定による勾引についてこれを準用する。

第百三十七條 被告人又は被告人以外の者が正当な理由がなく身体物の検査を拒んだときは、決定で、五千円以下の過料に処し、且つ、その拒絶により生じた費用の賠償を命ずることが出来る。

前項の決定に対しては、即時抗告をすることが出来る。

第百三十八條 正当な理由がなく身体物の検査を拒んだ者は、五千円以下の罰金又は拘留に処する。

前項の罪を犯した者には、情狀により、罰金及び拘留を併科することが出来る。

第百三十九條 裁判所は、身体物の検査を拒む者を過料に処し、又はこれを刑を科しても、その効果がないと認めるときは、そのまま、身体物の検査を行うことが出来る。

第百四十條 裁判所は、第百三十七條の規定により過料を科し、又は前條の規定により身体物の検査をするにあつては、あらかじめ、檢察官の意見を聴き、且つ、身体物の検査を受ける者の異議の理由を知るため適當な努力をしなければならない。

第百四十一條 検証をするについて必要があるときは、司法警察職員に補助をさせることが出来る。

第百四十二條 第百十二條乃至第百十四條、第百十八條及び第百二十五條の規定は、検証についてこれを準用する。

第十一章 証人尋問

第百四十三條 裁判所は、この法律に特別の定めのある場合を除いては、何人でも証人としてこれを尋問することが出来る。

第百四十四條 公務員又は公務員であ

つた者が知り得た事実について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官廳の承諾がなければ証人としてこれを尋問することはできない。但し、当該監督官廳は、國の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第百四十五條 左に掲げる者が前條の申立をしたときは、第一号に掲げる者についてはその院、第二号に掲げる者については内閣の承諾がなければ、証人としてこれを尋問することはできない。

一 衆議院若しくは參議院の議員又はその職に在つた者。
二、内閣總理大臣その他の國務大臣又はその職に在つた者。
前項の場合において、衆議院、參議院又は内閣は、國の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第百四十六條 何人も、自己が刑事訴訟を受け、又は有罪判決を受ける虞のある証言を拒むことができる。

第百四十七條 何人も、左に掲げる者が刑事訴訟を受け、又は有罪判決を受ける虞のある証言を拒むことができる。

一 自己の配偶者、三親等内の血族若しくは二親等内の姻族又は自己とこれらの親族關係があつた者。
二 自己の後見人、後見監督人又は保佐人。
三、自己の後見人、後見監督人又は保佐人とする者。

第百四十八條 共犯又は共同被告人の一人又は数人に対し前條の關係がある者でも、他の共犯又は共同被告人のみに関する事項については、証言を拒むことはできない。

第百四十九條 医師、齒科医師、助産婦、看護婦、弁護士、公証人、宗教の職に在る者又はこれらの職に在つた者は、業務上委託を受けたため知り得た事実で他人の秘密に關するものについては、証言を拒むことができる。但し、本人が承諾した場合、証言の拒絶が被告人のため

のみにする權利の濫用と認められる場合その他裁判所の規則で定める事由がある場合は、この限りでない。

第百五十條 召喚を受けた証人が正当な理由がなく出頭しないときは、決定で、五千円以下の過料に処し、且つ、出頭しないために生じた費用の賠償を命ずることができ。

前項の決定に対しては、即時抗告をすることができ。

第百五十一條 証人として召喚を受け正当な理由がなく出頭しない者は、五千円以下の罰金又は拘留に処する。

前項の罪を犯した者には、情狀により、罰金及び拘留を併科することができ。

第百五十二條 召喚に應じない証人に對しては、更にこれを召喚し、又はこれを勾引することができ。

特別の定のある場合を除いて、宣誓をさせなければならない。

第百五十五條 宣誓の趣旨を理解することができない者は、宣誓をさせないで、これを尋問しなければならない。

前項に掲げる者が宣誓をしたときでも、その供述は、証言としての効力を妨げられない。

第百五十六條 証人には、その実験した事実により推測した事項を供述させることができない。

前項の供述は、鑑定に属するものでも、証言としての効力を妨げられない。

第百五十七條 檢察官、被告人又は弁護人は、証人の尋問に立ち会ふことができる。

証人尋問の日時及び場所は、あらかじめ、前項の規定により尋問に立ち会ふことができる者にこれを通知しなければならない。但し、これらの者があらかじめ裁判所に立ち会わない意思を明示したときは、この限りでない。

第一項に規定する者は、証人の尋問に立ち会つたときは、裁判長に告げて、その証人を尋問することができ。

第百五十八條 裁判所は、証人の重要性、年齢、職業、健康狀態その他の事情と事案の輕重とを考慮した上、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、必要と認めるときは、裁判所外にこれを召喚し、又はその現在場所までこれを尋問することができ。

前項の場合には、裁判所は、あらかじめ、檢察官、被告人及び弁護人に、尋問事項を知る機会を與えなければならない。

第百五十九條 裁判所は、檢察官、被告人又は弁護人が前條の証人尋問に立ち会わなかつたときは、立ち会わなかつた者に、証人の供述の内容を知る機会を與えなければならない。

前項の証人の供述が被告人に予期しなかつた著しい不利益なものである場合には、被告人又は弁護人は、更に必要な事項の尋問を請求することができ。

裁判所は、前項の請求を理由がないものと認めるときは、これを却下することができ。

第百六十條 証人が正当な理由がなく宣誓又は証言を拒んだときは、決定で、五千円以下の過料に処し、且つ、その拒絶により生じた費用の賠償を命ずることができ。

前項の決定に対しては、即時抗告をすることができ。

第百六十一條 正当な理由がなく宣誓又は証言を拒んだ者は、五千円以下の罰金又は拘留に処する。

前項の罪を犯した者には、情狀により、罰金及び拘留を併科することができ。

第百六十二條 裁判所は、必要があるときは、決定で指定の場所に証人の同行を命ずることができ。証人が正当な理由がなく同行に應じないときは、これを勾引することができ。

第百六十三條 裁判所外で証人を尋問すべきときは、合議体の構成員にこれをさせ、又は証人の現在地の地方

裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができ。

受託裁判官は、受託の權限を有する他の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に轉嘱することができ。

受託裁判官は、受託事項について權限を有しないときは、受託の權限を有する他の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に囑託を移送することができ。

受命裁判官又は受託裁判官は、証人の尋問に關し、裁判所又は裁判長に属する処分をすることができ。

但し、第百五十條及び第百六十條の決定は、裁判所もこれを行うことができる。

第百五十八條第二項及び第三項並びに第百五十九條に規定する手續は、前項の規定にかかわらず、裁判所がこれをしなければならぬ。

第百六十四條 証人は、旅費、日當及び宿泊料を請求することができ。

但し、正当な理由がなく宣誓又は証言を拒んだ者は、この限りでない。

第十二章 鑑定
第百六十五條 裁判所は、學識経験のある者に鑑定を命ずることができ。

一項の留置についてこれを適用する。但し、保釈に関する規定は、この限りでない。

第百六十八條 鑑定人は、鑑定について必要がある場合には、裁判所の許可を受けて、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り、身体を検査し、死体を解剖し、墳墓を発掘し、又は物を破壊することができる。

裁判所は、前項の許可をするには、被告人の氏名、罪名及び立ち入るべき場所、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物並びに鑑定人の氏名その他裁判所の規則で定める事項を記載した許可状を発し、これを示さなければならない。

裁判所は、身体を検査に關し、適當と認める條件を附することができ、鑑定人は、第一項の処分を受ける者に許可状を示さなければならない。

前三項の規定は、鑑定人が公判廷でする第一項の処分については、これを適用しない。

第百三十一條、第百三十七條、第百三十八條及び第百四十條の規定は、鑑定人の第一項の規定によつてする身体を検査についてこれを適用する。

第百六十九條 裁判所は、合議体の構成員に鑑定について必要な処分をさせることができる。但し、第百六十七條第一項に規定する処分については、この限りでない。

第百七十條 検察官及び弁護人は、鑑定に立ち会ふことができる。この場合

合には、第百五十七條第二項の規定を適用する。

第百七十一條 前章の規定は、勾引に關する規定を除いて、鑑定についてこれを適用する。

第百七十二條 身体を検査を受ける者が、鑑定人の第百六十八條第一項の規定によつてする身体を検査を拒んだ場合には、鑑定人は、裁判官にその者の身体を検査を請求することができる。

前項の請求を受けた裁判官は、第十章の規定に準じ身体を検査をすることができ、

第百七十三條 鑑定人は、旅費、日當及び宿料の外、鑑定料及び立替金の弁償を請求することができる。

第百七十四條 特別の知識によつて知り得た過去の事実に関する尋問については、この章の規定によらないで、前章の規定を適用する。

第十三章 通訳及び翻譯

第百七十五條 國語に通じない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせなければならない。

第百七十六條 耳の聞えない者又は口のきけない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせることができる。は、通訳人に通訳をさせることができる。

第百七十七條 國語でない文字又は符号は、これを翻譯させることができる。

第十四章 証人保全

第百七十八條 前章の規定は、通訳及び翻譯についてこれを適用する。

第百七十九條 被告人、被疑者又は弁護人は、あらかじめ証人を保全しておかなければその証証を使用することが困難な事情があるときは、第一

回の公判期日前に限り、裁判官に押収、搜索、検証、証人の尋問又は鑑定の処分を請求することができる。

前項の請求を受けた裁判官は、その処分を關し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第百八十條 検察官及び弁護人は、裁判所において、前條第一項の処分に關する書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄写することができる。但し、弁護人が証拠物の謄写をするについては、裁判官の許可を受けなければならない。

被告人又は被疑者は、裁判官の許可を受け、裁判所において、前項の書類及び証拠物を閲覧することができ、但し、被告人又は被疑者に弁護人があるときは、この限りでない。

第十五章 訴訟費用

第百八十一條 刑の言渡をしたときは、被告人に訴訟費用の全部又は一部を負担せなければならない。

被告人の責に帰すべき事由によつて生じた費用は、刑の言渡をしない場合にも、被告人にこれを負担させることができる。

検察官のみが上訴を申し立てた場合において、上訴が棄却されたときは、又は上訴の取下があつたときは、上訴に關する訴訟費用は、これを被告人に負担させることができる。

第百八十二條 共犯の訴訟費用は、共犯人に、連帶して、これを負担させることができる。

第百八十三條 告訴、告発又は請求により公訴の提起があつた事件について被告人が無罪又は免訴の裁判を受

けた場合において、告訴人、告発人又は請求人に故意又は重大な過失があつたときは、その者に訴訟費用を負担させることができる。

第百八十四條 検察官以外の者が上訴又は再審の請求を取り下げた場合には、その者に上訴又は再審に關する費用を負担させることができる。

第百八十五條 裁判によつて訴訟手續が終了する場合において、被告人に訴訟費用を負担させるときは、職權でその裁判をしなければならぬ。

この裁判に対しては、本案の裁判について上訴があつたときに限り、不服を申し立てることができる。

第百八十六條 裁判によつて訴訟手續が終了する場合において、被告人以外の者に訴訟費用を負担させるときは、職權で別にその決定をしなければならない。この決定に対しては、即時抗告をすることができ、

第百八十七條 裁判によらないで訴訟手續が終了する場合において、訴訟費用を負担させるときは、最終に事件の係属した裁判所が、職權でその決定をしなければならない。この決定に対しては、即時抗告をすることができ、

第百八十八條 訴訟費用の負担を命ずる裁判にその額を表示しないときは、執行の指揮をすべき検察官が、これを算定する。

第二編 第一章 第一審

第一章 捜査

第百八十九條 警察官及び警察吏員は、それぞれ、他の法律又は國家公安委員會、都道府縣公安委員會、市町村公安委員會若しくは特別区公安委員會の定めるところにより、司法

警察職員として職務を行う。司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証人を捜査するものとする。

第百九十條 森林、鉄道その他特別の事項について司法警察職員として、職務を行うべき者及びその職務の範囲は、別に法律でこれを定める。

第百九十一條 検察官は、必要と認めるときは、自ら犯罪を捜査することができる。

檢察事務官は、檢察官の指揮を受け、捜査をしなければならない。

第百九十二條 檢察官と都道府縣公安委員會、市町村公安委員會、特別区公安委員會及び司法警察職員とは、捜査に關し、互に協力しなければならない。

第百九十三條 檢察官は、その管轄区域により、司法警察職員に對し、その捜査に關し、必要な一般的指示をすることができ、この場合における一般的指示は、公訴を實行するため必要な犯罪捜査の重要な事項に關する規則を定めるものに限られる。

檢察官は、その管轄区域により、司法警察職員に對し、捜査の協力を求めるため必要な一般的指揮をすることができ、

檢察官は、自ら犯罪を捜査する場合において必要があるときは、司法警察職員を指揮して捜査の補助をさせることができる。

前三項の場合において、司法警察職員は、檢察官の指示又は指揮に従わなければならない。

第百九十四條 檢察官、檢察事務官又は檢察正は、司法警察職員が正當な理由がなく檢察官の指示又は指揮に従

わなない場合において必要と認めるときは、警察官又は警察吏員たる司法警察職員については、国家公安委員会、都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会に、警察官又は警察吏員たる者以外の司法警察職員については、その者を懲戒し又は罷免する権限を有する者に、それぞれ懲戒又は罷免の訴追をすることが出来る。

国家公安委員会、都道府県公安委員会、市町村公安委員会、特別区公安委員会又は警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員を懲戒し若しくは罷免する権限を有する者は、前項の訴追が理由のあるものと認めるときは、別に法律の定めるところにより、訴追を受けた者を懲戒し又は罷免しなければならない。

第百九十五條 警察官及び警察事務官は、捜査のため必要があるときは、管轄区域外で職務を行うことができる。

第百九十六條 警察官、警察事務官及び司法警察職員並びに弁護人その他職務上捜査に係る者たる者は、被疑者その他の者の名誉を害しないよう注意し、且つ捜査の妨げとならないよう注意しなければならない。

第百九十七條 捜査については、その目的を達するため必要な取調をすることが出来る。但し、強制の処分は、この法律に特別の定めのある場合でなければ、これを行うことが出来ない。

捜査については、公務所又は公私の團體に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第百九十八條 警察官、警察事務官又

は司法警察職員は、犯罪の捜査をするに必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べる事が出来る。但し、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することが出来る。

前項の取調に際しては、被疑者に對し、あらかじめ、供述を拒むことが出来る旨を告げなければならぬ。

被疑者の供述は、これを調書に録取することが出来る。

前項の調書は、これを被疑者に閱覽させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問ひ、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。

被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。但し、これを拒絶した場合は、この限りでない。

第百九十九條 警察官、警察事務官又は司法警察職員は、被疑者が罪を犯したことを疑ひに足りる相当な理由があるときは、裁判官のあらかじめ發する逮捕状により、これを逮捕することが出来る。但し、五百円以下の罰金、拘留又は科料にあたる罪については、被疑者が定まつた住居を有しない場合又は正当な理由がなく前條の規定による出頭の求めに應じない場合に限り、この限りでない。

同一の犯罪事実についてその被疑者に対し前に逮捕状の請求又はその発付があつたときは、その旨を裁判所に通知しなければならない。

第二百條 逮捕状には、被疑者の氏名及び住居、罪名、被疑事実の要旨、引致すべき官公署その他の場所、有効期間及びその期間経過後は逮捕をすることができず今狀はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

第六十四條第二項及び第三項の規定は、逮捕状についてこれを準用する。

第二百一條 逮捕状により被疑者を逮捕するには、逮捕状を被疑者に示さなければならない。

第七十三條第三項の規定は、逮捕状により被疑者を逮捕する場合にこれを準用する。

第二百二條 警察事務官又は司法警察官が逮捕状により被疑者を逮捕したときは、直ちに、警察事務官はこれを警察官に、司法警察官はこれを司法警察官に引致しなければならない。

第二百三條 司法警察官は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取つたときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することが出来る旨を告げた上、弁解の機会を與え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に書類及び証拠物とともにこれを被疑者に送致する手續をしなければならない。

ばならない。

前項の場合において、被疑者に弁護人の有無を尋ね、弁護人があるときは、弁護人を選任することが出来る旨は、これを告げることを要しない。

第一項の時間の制限内に送致の手續をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

第二百四條 警察官は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者（前條の規定により送致された被疑者を除く。）を受け取つたときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することが出来る旨を告げた上、弁解の機会を與え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に裁判官に被疑者勾留の請求をしなければならない。但し、その時間の制限内に公訴を提起したときは、勾留の請求をすることを要しない。

前項の時間の制限内に勾留の請求又は公訴の提起をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

前條第二項の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

第二百五條 警察官は、第二百三條の規定により送致された被疑者を受け取つたときは、弁解の機会を與え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者を受け取つた時から二十四時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない。

第二百六條 警察官又は司法警察官がやむを得ない事情によつて前三條の時間の制限に従うことができなかったときは、警察官は、裁判官にその事由を陳明して、被疑者の勾留を請求することが出来る。

前項の時間の制限は、被疑者が身体を拘束された時から七十二時間を超えることが出来ない。

前二項の時間の制限内に公訴を提起したときは、勾留の請求をすることを要しない。

第一項及び第二項の時間の制限内に勾留の請求又は公訴の提起をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

第二百六條 警察官又は司法警察官がやむを得ない事情によつて前三條の時間の制限に従うことができなかったときは、警察官は、裁判官にその事由を陳明して、被疑者の勾留を請求することが出来る。

前項の請求を受けた裁判官は、その遅延がやむを得ない事由に基づく正当なものであると認める場合でなければ、勾留状を發することが出来ない。

第二百七條 前三條の規定による勾留の請求を受けた裁判官は、その処分に関し裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。但し、保釈については、この限りでない。

裁判官は、前項の勾留の請求を受けたときは、速やかに勾留状を發しなければならない。但し、勾留の理由がないと認めるとき、及び前條第二項の規定により勾留状を發することができないときは、勾留状を發しないで、直ちに被疑者の釈放を命じなければならない。

第二百八條 前條の規定により被疑者を勾留した事件につき、勾留の請求をした日から十日以内に公訴を提起しないときは、警察官は、直ちに被

る。

第百九十八條第一項但書及び第三項乃至第五項の規定は、前項の場合にこれを適用する。

第二百二十四條 前條第一項の規定により鑑定を嘱託する場合において第百六十七條第一項に規定する処分を必要とするときは、檢察官、檢察事務官又は司法警察員は、裁判官にその処分を請求しなければならない。

裁判官は、前項の請求を相当と認めるときは、第百六十七條の場合に準じてその処分をしなければならない。

第二百二十五條 第二百二十三條第一項の規定による鑑定の嘱託を受けた者は、裁判官の許可を受けて、第百六十八條第一項に規定する処分をすることができる。

前項の許可の請求は、檢察官、檢察事務官又は司法警察員からこれをしなければならない。

裁判官は、前項の請求を相当と認めるときは、許可状を発しなければならない。

第百六十八條第二項乃至第四項及び第六項の規定は、前項の許可状についてこれを適用する。

第二百二十六條 犯罪の捜査に欠くことのできない知識を有すると明らかに認められる者が、第二百二十三條第一項の規定による取調に對して、出頭又は供述を拒んだ場合には、第一回の公判期日前に限り、檢察官は、裁判官にその者の証人尋問を請求することができる。

第二百二十七條 第二百二十三條第一項の規定による檢察官、檢察事務官又は司法警察員職員の取調に際して任

意の供述をした者が、公判期日に於いては圧迫を受け前にした供述と異なる供述をする處があり、且つ、その者の供述が犯罪の証明に欠くことができないと認められる場合には、第一回の公判期日前に限り、檢察官は、裁判官にその者の証人尋問を請求することができる。

前項の請求をするには、檢察官は、証人尋問を必要とする理由及びそれが犯罪の証明に欠くことができないものであることを疎明しなければならない。

第二百二十八條 前二條の請求を受けた裁判官は、証人の尋問に關し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

裁判官は、捜査に支障を生ずる處がないと認めるときは、被告人、被疑者又は弁護人を前項の尋問に立ち会わせることができる。

第二百二十九條 変死者又は変死の疑のある死体があるときは、その所在地を管轄する地方檢察廳又は區檢察廳の檢察官は検視をしなければならない。

檢察官は、檢察事務官又は司法警察員に前項の処分をさせることができる。

第二百三十條 犯罪により害を被つた者は、告訴をすることができる。

第二百三十一條 被害者の法定代理人は、独立して告訴をすることができる。

被害者が死亡したときは、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹は、告訴をすることができる。但し、被害者の明示した意思に反することはできない。

第二百三十二條 被害者の法定代理人が被疑者であるとき、被疑者の配偶者であるとき、又は被疑者の四親等内の血族若しくは三親等内の姻族であるときは、被害者の親族は、独立して告訴をすることができる。

第二百三十三條 死者の名譽を毀損した罪については、死者の親族又は子孫は、告訴をすることができる。名譽を毀損した罪については被害者が告訴をしないで死亡したときも、前項と同様である。但し、被害者の明示した意思に反することはできない。

第二百三十四條 親告罪について告訴をすることができる者がない場合には、檢察官は、利害關係人の申立により告訴をすることができる者を指定することができる。

第二百三十五條 親告罪の告訴は、犯人を知つた日から六箇月を経過したときは、これをすることができない。但し、刑法第二百三十二條第二項の規定により外國の代表者が行つた告訴及び日本國に派遣された外國の使節に對する刑法第二百三十條又は第二百三十一條の罪につきその使節が行つた告訴については、この限りでない。

刑法第二百二十九條但書の場合における告訴は、婚姻の無効又は取消の裁判が確定した日から六箇月以内これをしなければならない、その効力がない。

第二百三十六條 告訴をすることができる者が数人ある場合には、一人の期間の経過は、他の者に對しその効力を及ぼさない。

第二百三十七條 告訴は、公訴の提起

があるまでこれを取り消すことができる。告訴の取消をした者は、更に告訴をすることができない。

前二項の規定は、請求を待つて受理すべき事件についての請求についてこれを適用する。

第二百三十八條 親告罪について共犯の一人又は数人に對してした告訴又はその取消は、他の共犯に對しても、その効力を生ずる。

前項の規定は、告訴又は請求を待つて受理すべき事件についての告訴若しくは請求又はその取消についてこれを適用する。

第二百三十九條 何人でも、犯罪があると思料するときは、告訴をすることができる。

官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告訴しなければならない。

第二百四十條 告訴は、代理人によりこれをすることができ、告訴の取消についても同様である。

第二百四十一條 告訴又は告発は、書面又は口頭で檢察官又は司法警察員にこれをしなければならない。

檢察官又は司法警察員は、口頭による告訴又は告発を受けたときは調書を作らなければならない。

第二百四十二條 司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに關する書類及び証拠物を檢察官に送附しなければならない。

第二百四十三條 前二條の規定は、告訴又は告発の取消についてこれを適用する。

第二百四十四條 刑法第二百三十二條第二項の規定により外國の代表者が

行つた告訴又はその取消は、第二百四十一條及び前條の規定にかかわらず、外務大臣にこれをすることができ、日本國に派遣された外國の使節に對する刑法第二百三十條又は第二百三十一條の罪につきその使節が行つた告訴又はその取消も、同様である。

第二百四十五條 第二百四十一條及び第二百四十二條の規定は、自首についてこれを適用する。

第二百四十六條 司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、この法律に特別の定めのある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物とともに事件を檢察官に送致しなければならない。但し、檢察官が指定した事件については、この限りでない。

第三章 公訴

第二百四十七條 公訴は、檢察官が行う。

第二百四十八條 犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の輕重及び情狀並びに犯罪後の情況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる。

第二百四十九條 公訴は、檢察官の指定した被告人以外の者にその効力を及ぼさない。

第二百五十條 時効は、左の期間を経過することによつて完成する。

一 死刑にあたる罪については十五年
二 無期の懲役又は禁錮にあたる罪については十年
三 長期十年以上の懲役又は禁錮にあたる罪については七年
四 長期十年未満の懲役又は禁錮にあたる罪については五年

五 長期五年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金にあたる罪については三年

六 拘留又は科料にあたる罪については一年

第二百五十一條 二以上の主刑を併科し、又は二以上の主刑中の一を科すべき罪については、その重い刑に従つて、前條の規定を適用する。

第二百五十二條 刑法により刑を加重し、又は減輕すべき場合には、加重し、又は減輕しない刑に従つて、第二百五十條の規定を適用する。

第二百五十三條 時効は、犯罪行為が終つた時から進行する。

共犯の場合には、最終の行為が終つた時から、すべての共犯に対して時効の期間を起算する。

第二百五十四條 時効は、当該事件についてした公訴の提起によつてその進行を停止し、管轄又は公訴棄却の裁判が確定した時からその進行を始める。但し、公訴提起の手續が法令の規定に違反したため無効であるとき、又は第二百五十一條第二項の規定により公訴の提起がその効力を失つたときは、この限りでない。

共犯の一人に対してした公訴の提起による時効の停止は、他の共犯に対してその効力を有する。この場合において、停止した時効は、当該事件についてした裁判が確定した時からその進行を始める。

第二百五十五條 犯人が国外にいる場合又は犯人が逃げ隠れているため有効に起訴状の提出ができなかったことと証明に必要な事項は、裁判所の規則でこれを定める。

第二百五十六條 公訴の提起は、起訴状を提出してこれをしなければならぬ。

起訴状には、左の事項を記載しなければならない。

一 被告人の氏名その他被告人を特定するに足る事項

二 公訴事実

三 罪名

公訴事実とは、訴因を明示してこれを記載しなければならない。訴因を明示するには、できる限り日時、場所及び方法を以て罪となるべき事実を特定してこれをしなければならぬ。

罪名は、適用すべき罰條を示してこれを記載しなければならない。但し、罰條の記載の誤は、被告人の防禦に実質的な不利を生ずる虞がない限り、公訴提起の効力に影響を及ぼさない。

数個の訴因及び罰條は、予備的に又は択一的にこれを記載することが出来る。

起訴状には、裁判官に事件につき予断を生ぜしめる虞のある書類その他の物を添附し、又はその内容を引用してはならない。

第二百五十七條 公訴は、第一審の判決があるまでこれを取り消すことができる。

第二百五十八條 檢察官は、事件がその所屬檢察廳の對應する裁判所の管轄に属しないものと思料するとき

は、書類及び証拠物とともにその事件を管轄裁判所に對應する檢察廳の檢察官に送致しなければならない。

第二百五十九條 檢察官は、事件につき公訴を提起しない処分をした場合において、被疑者の請求があるときは、速やかにその旨をこれに告げなければならない。

第二百六十條 檢察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしたときは、速やかにその旨を告訴人、告発人又は請求人に通知しなければならない。公訴を取り消し、又は事件を他の檢察廳の檢察官に送致したときも、同様である。

第二百六十一條 檢察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について公訴を提起しない処分をした場合において、告訴人、告発人又は請求人の請求があるときは、速やかに告訴人、告発人又は請求人にその理由を告げなければならない。

第二百六十二條 刑法第九十三條乃至第九十六條の罪について告訴又は告発をした者は、檢察官の公訴を提起しない処分に不服があるときは、その檢察官所屬の檢察廳の所在地を管轄する地方裁判所に事件を裁判所の審判に付することを請求することができる。

前項の請求は、第二百六十條の通知を受けた日から七日以内に、請求書を公訴を提起しない処分をした檢察官に差し出してこれをしなければならぬ。

第二百六十三條 前條第一項の請求は、第二百六十六條の決定があるまでこれを取り下げることができる。

第二百六十四條 檢察官は、第二百六十二條第一項の請求を理由があるものと認めるときは、公訴を提起しなければならない。

第二百六十五條 第二百六十二條第一項の請求についての審理及び裁判は、合議体でこれをしなければならない。

裁判所は、必要があるときは、合議体の構成員に事實の取調をさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第二百六十六條 裁判所は、第二百六十二條第一項の請求を受けたときは、左の區別に従ひ、決定をしなければならない。

一、請求が法令上の方式に違反し、若しくは請求権の消滅後にされたものであるとき、又は請求が理由のないときは、請求を棄却する。

二、請求が理由のあるときは、事件を管轄地方裁判所の審判に付する。

第二百六十七條 前條第二号の決定があつたときは、その事件について公訴の提起があつたものとみなす。

第二百六十八條 裁判所は、第二百六十六條第二号の規定により事件がその裁判所の審判に付されたときは、その事件について公訴の維持にあたる者を弁護士の中から指定しなければならない。

前項の指定を受けた弁護士は、事件について公訴を維持するため、裁判

の確定に至るまで檢察官の職務を行ふ。但し、檢察事務官及び司法警察官に對する捜査の指揮は、檢察官に嘱託してこれをしなければならない。

前項の規定により檢察官の職務を行ふ弁護士は、これを法令により公務に従事する職員とみなす。

裁判所は、第一項の指定を受けた弁護士がその職務を行ふに適さないと認めるときは、何時でもその指定を取り消すことができる。

第一項の指定を受けた弁護士には、政令で定める額の手当を給する。

第二百六十九條 裁判所は、第二百六十二條第一項の請求を棄却する場合又はその請求の取下があつた場合には、決定で、請求者に、その請求に関する手續によつて生じた費用の全部又は一部の賠償を命ずることが出来る。この決定に対しては、即時抗告をすることが出来る。

第二百七十條 檢察官は、公訴の提起後は、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄写することが出来る。

第三章 公判

第一節 公判準備及び公判手續

第二百七十一條 裁判所は、公訴の提起があつたときは、遅滞なく起訴状の謄本を被告人に送達しなければならない。

公訴の提起があつた日から三箇月以内には、公訴の提起は、さかのぼつてその効力を失ふ。

公訴の提起は、さかのぼつてその効力を失ふ。

公訴の提起は、さかのぼつてその効力を失ふ。

公訴の提起は、さかのぼつてその効力を失ふ。

公訴の提起は、さかのぼつてその効力を失ふ。

弁護人が証人、鑑定人、通訳人又は
翻譯人の尋問を請求するについて
は、あらかじめ、相手方に対し、そ
の氏名及び住居を知る機会を與えな

物の取調を請求するについては、あらかじめ、相手方にこれを閲覧する機会を與えなければならない。但し、相手方に異議のないときは、この限りでない。

裁判所が職権で証拠調が決定をするについては、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。

第三百三十一條 第一項第二号後段の規定により証拠とすることができず、書面については、検察官は、必ずその取調を請求しなければならない。

第三百一一條 第三百二十二條及び第三百二十四條第一項の規定により証拠とすることができず、被告人の供述が自由である場合には、犯罪事実に関する他の証拠が取り調べられた後でなければ、その取調を請求することはできない。

第三百二條 第三百二十一條乃至第三百二十三條又は第三百二十六條の規定により証拠とすることができず、書面が捜査記録の一部であるときは、検察官は、できる限り他の部分と分離してその取調を請求しなければならない。

第三百三條 公判準備において証人その他の者の尋問、検証、押収及び捜索の結果を記載した書面並びに押収した物については、裁判所は、公判期日において証拠書類又は証拠物としてこれを取り調べなければならない。

第三百四條 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人は、裁判長又は陪席の裁判官が、まず、これを尋問する。

検察官、被告人又は弁護人は、前

項の尋問が終つた後、裁判長に告げて、その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人を尋問することができる。この場合において、その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の取調が、検察官、被告人又は弁護人の請求にかか

るものであるときは、請求をした者が、先に尋問する。

裁判所は、適当と認めるときは、検察官、被告人又は弁護人の意見を聴き、前二項の尋問の順序を変更することができる。

第三百五條 検察官、被告人又は弁護人の請求により、証拠書類の取調をするについては、裁判長は、その取調を請求した者にこれを朗読せなければならぬ。但し、裁判長は、自らこれを朗読し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記にこれを朗読させることができる。

裁判所が職権で証拠書類の取調をするについては、裁判長は、自らその書類を朗読し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記にこれを朗読せなければならない。

第三百六條 検察官、被告人又は弁護人の請求により、証拠物の取調をするについては、裁判長は、請求をした者をしてこれを示さなければならない。但し、裁判長は、自らこれを示し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記にこれを示させることができる。

裁判所が職権で証拠物の取調をするについては、裁判長は、自らこれを訴訟関係人に示し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記にこれを示さなければならない。

第三百七條 証拠物中書面の意義が証

拠となるものの取調をするについては、前條の規定による外、第三百五條の規定による。

第三百八條 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の請求により、証拠の証明力を争うために必要とする適當な機会を與えなければならない。

第三百九條 検察官、被告人又は弁護人は、証拠調に關し異議を申し立てることができる。

検察官、被告人又は弁護人は、前項に規定する場合の外、裁判長の処分に対して異議を申し立てることができる。

裁判所は、前二項の申立について決定をしなければならない。

第三百十條 証拠調を終つた証拠書類又は証拠物は、遅滞なくこれを裁判所に提出しなければならない。但し、裁判所の許可を得たときは、原本に代へ、その謄本を提出することができる。

第三百十一條 被告人は、終始沈黙し、又は個々の質問に対し、供述を拒むことができる。

被告人が任意に供述する場合に、裁判長は、何時でも必要とする事項につき被告人の供述を求めることができる。

陪席の裁判官、検察官、被告人、共同被告人又はその弁護人は、裁判長に告げて、前項の供述を求めることができる。

第三百十二條 裁判所は、検察官の請求があるときは、公訴事実の同一性を害しない限度において、起訴狀に記載された訴因又は罰條の追加、撤回又は変更を許さなければならない。

裁判所は、審理の経過に鑑み適當と認めるときは、訴因又は罰條を追加又は変更すべきことを命ずることができる。

裁判所は、訴因又は罰條の追加、撤回又は変更があつたときは、速やかに追加、撤回又は変更された部分を被告人に通知しなければならない。

裁判所は、訴因又は罰條の追加又は変更により被告人の防禦に實質的な不利益を生ずる虞があると認めるときは、被告人又は弁護人の請求により、決定で、被告人に充分な防禦の準備をさせるため必要な期間公判手続を停止しなければならない。

第三百十三條 裁判所は、適當と認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、決定を以て、弁論を分離し若しくは併合し、又は終結した弁論を再開することができる。

裁判所は、被告人の権利を保護するため必要があるときは、裁判所の規則の定めるところにより、決定を以て弁論を分離しなければならない。

第三百十四條 被告人が心神喪失の状態に在るときは、検察官及び弁護人の意見を聴き、決定で、その状態の續いている間公判手続を停止しなければならない。但し、無罪、免訴、刑の免除又は公訴棄却の裁判をすべきことが明らかな場合には、被告人の出頭を待たないで、直ちにその裁判をすることができる。

被告人が病氣のため出頭することができないときは、検察官及び弁護人の意見を聴き、決定で、出頭する

ことができるまで公判手続を停止しなければならない。但し、第二百八十四條及び第二百八十五條の規定により代理人を出頭させた場合は、この限りでない。

犯罪事実の存否や証明に欠くことのできない証人が病氣のため公判期日に出頭することができないときは、公判期日外においてその取調をするのを適當と認める場合の外、決定で、出頭することができず、公判手続を停止しなければならない。

前二項の規定により公判手続を停止するときは、医師の意見を聴かなければならない。

第三百十五條 開廷後裁判官がかわつたときは、公判手続を更新しなければならない。但し、判決の宣告をする場合は、この限りでない。

第三百十六條 地方裁判所において一人の裁判官のした訴訟手続は、被告人が合議体で審判すべきものであつた場合にも、その効力を失わない。

第二節 証拠

第三百十七條 事實の認定は、証拠による。

第三百十八條 証拠の証明力は、裁判官の自由な判断に委ねる。

第三百十九條 強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑のある自白は、これを証拠とすることができない。

被告人は、公判廷における自白であることと否を問はず、その自白が自己に不利な唯一の証拠である場合には、有罪とされない。

る場合を含む。

第三百二十條 第三百二十一條乃至第三百二十八條に規定する場合を除いては、公判期日における供述に代えて、書面を証拠とすることはできない。

第三百二十一條 被告人以外の者が作成した供述書又はその者の供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるものは、左の場合に限り、これを証拠とすることができる。

一 裁判官の面前における供述を録取した書面については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは国外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は供述者が公判準備若しくは公判期日において前の供述と異つた供述をしたとき。

二 檢察官の面前における供述を録取した書面については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは国外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は公判準備若しくは公判期日において前の供述と相反するか若しくは實質的に異つた供述をしたとき。但し、公判準備又は公判期日における供述よりも前の供述を信用すべき特別の状況の存するときに限る。

三 前二号に掲げる書面以外の書面については、供述者が死亡、精神若しくは身体故障、所在不明又は国外にいるため公判準備又は公判期日において供述することができず、且つ、その供述が犯罪事実

の存否の証明に欠くことができないものであるとき。但し、その供述が特に信用すべき状況の下にされたものであるときに限る。

被告人以外の者の公判準備若しくは公判期日における供述を録取した書面又は裁判所若しくは裁判官の検証の結果を記載した書面は、前項の規定にかかわらず、これを証拠とすることができる。

檢察官、檢察事務官又は司法警察職員の検証の結果を記載した書面は、その供述者が公判期日において証人として尋問を受け、その真正に作成されたものであることを供述したときは、第一項の規定にかかわらず、これを証拠とすることができる。

鑑定経過及び結果を記載した書面で鑑定人の作成したものについても、前項と同様である。

第三百二十二條 被告人が作成した供述書又は被告人の供述を録取した書面で被告人の署名若しくは押印のあるものは、その供述が被告人に不利な事実の承認を内容とするものであるとき、又は特に信用すべき状況の下にされたものであるときに限り、これを証拠とすることができる。

但し、被告人に不利な事実の承認を内容とする書面は、その承認が明白でない場合においても、第三百十九條の規定に準じ、任意にされたものでない疑があるとき認めるときは、これを証拠とすることができる。

第三百二十三條 前二条に掲げる書面以外の書面は、左のものに限り、これを証拠とすることができる。

一 戸籍謄本、公正証書謄本その他公務員（外國の公務員を含む。）がその職務上証明することができる事実についてその公務員の作成した書面

二 商業帳簿、航海日誌その他業務の通常の過程において作成された書面

三 前二号に掲げるものの外特に信用すべき状況の下に作成された書面

第三百二十四條 被告人以外の者の公判準備又は公判期日における供述で被告人の供述をその内容とするものについては、第三百二十二條の規定を準用する。

被告人以外の者の公判準備又は公判期日における供述で被告人以外の者の供述をその内容とするものについては、第三百二十一條第一項第三号の規定を準用する。

第三百二十五條 裁判所は、前四條の規定により証拠とすることができる書面又は供述であつても、あらかじめ、その書面に記載された供述又は公判準備若しくは公判期日における供述の内容となつた他の者の供述が任意にされたものであるかを調査した後でなければ、これを証拠とすることができる。

第三百二十六條 檢察官及び被告人が証拠とすることに同意した書面又は供述は、その書面が作成され又は供述のされたとき的情況を考慮し相当と認めるときに限り、第三百二十一條乃至前條の規定にかかわらず、これを証拠とすることができる。

被告人が出頭しないとき、証人調を行つことができる場合において、被

告人が出頭しないときは、前項の同意があつたものとみなす。但し、代理人又は弁護人が出頭したときは、この限りでない。

第三百二十七條 裁判所は、檢察官及び被告人又は弁護人が合意の上、文書の内容又は公判期日出頭すれば供述することが予想されるその供述の内容を書面に記載して提出したときは、その文書又は供述すべき者を取り調べないでも、その書面を証拠とすることができる。この場合においても、その書面の証明力を争ふことを妨げない。

第三百二十八條 第三百二十一條乃至第三百二十四條の規定により証拠とすることができない書面又は供述であつても、公判準備又は公判期日における被告人、証人その他の者の供述の証明力を争うためには、これを証拠とすることができる。

第三節 公判の裁判

第三百二十九條 被告事件が裁判所の管轄に属しないときは、判決で管轄違の言渡を言渡しなければならぬ。但し、第二百六十六條第二号の規定により地方裁判所の審判に付された事件については、管轄違の言渡をすることはできない。

第三百三十條 高等裁判所は、その特別権限に属する事件として公訴の提起があつた場合において、その事件が下級の裁判所の管轄に属するものと認めるときは、前條の規定にかかわらず、決定で管轄裁判所にこれを移送しなければならぬ。

第三百三十一條 裁判所は、被告人の申立があつたとき、土地管轄について、管轄違の言渡をすることができる。

ない。

管轄違の申立は、被告事件につき証拠調を開始した後は、これを行うことができない。

第三百三十二條 簡易裁判所は、地方裁判所において審判するのを相当と認めるときは、決定で管轄地方裁判所にこれを移送しなければならぬ。

第三百三十三條 被告事件について犯罪の証明があつたときは、第三百三十四條の場合を除いては、判決で刑の言渡をしなければならぬ。

刑の執行猶予は、刑の言渡と同時に、判決でその言渡をしなければならぬ。

第三百三十四條 被告事件について刑を免除するときは、判決でその旨の言渡をしなければならぬ。

第三百三十五條 有罪の言渡をするに、罪となるべき事実、証拠の標目及び法令の適用を示さなければならぬ。

法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の加重減免の理由となる事実が主張されたときは、これに対する判断を示さなければならぬ。

第三百三十六條 被告事件が罪とならないとき、又は被告事件について犯罪の証明がないときは、判決で無罪の言渡をしなければならぬ。

第三百三十七條 左の場合には、判決で免訴の言渡をしなければならぬ。

一 確定判決を経たとき。

二 犯罪後の法令により刑が廃止されたとき。

三 大赦があつたとき。

四 時効が完成したとき。

第三百三十八條 左の場合には、判決で公訴を棄却しなければならない。

一 被告人に対して裁判権を有しないとき。

二 第三百四十條の規定に違反して公訴が提起されたとき。

三 公訴の提起があつた事件について、更に同一裁判所に公訴が提起されたとき。

四 公訴提起の手續がその規定に違反したため無効であるとき。

第三百三十九條 左の場合には、決定で公訴を棄却しなければならない。

一 起訴狀に記載された事実が眞実であつても、何らの罪となるべき事実を包含していないとき。

二 公訴が取り消されたとき。

三 被告人が死亡し、又は被告人たる法人が存続しなくなつたとき。

四 第七條又は第十一條の規定により審判してはならないとき。

第三百四十條 公訴の取消による公訴棄却の決定が確定したときは、公訴の取消後犯罪事実につきあらたに重要な証拠を発見した場合に限り、同一事件について更に公訴を提起することができる。

第三百四十一條 被告人が陳述をせず、許可を受けないで退廷し、又は秩序維持のため裁判長から退廷を命ぜられたときは、その陳述を聴かないで判決をすることが出来る。

第三百四十二條 判決は、公判廷において、宣告によりこれを告知する。

第三百四十三條 禁錮以上の刑に処する判決の宣告があつたときは、保釈又は勾留の執行停止は、その効力を失う。この場合には、第九十八條の規定を準用する。

第三百四十四條 禁錮以上の刑に処する判決の宣告があつた後は、第八十九條の規定は、これを適用しない。

第三百四十五條 無罪、免訴、刑の免除、刑の執行猶予、公訴棄却、管轄違、罰金又は科料の判決の宣告があつたときは、勾留状は、その効力を失う。

第三百四十六條 押収した物について、没收の言渡があつたときは、押収を解く言渡があつたものとする。

第三百四十七條 押収した贓物で被害者に還付すべき理由が明らかなるものは、これを被害者に還付する言渡をしなければならない。

第三百四十八條 裁判所は、罰金、科料又は追徴を言い渡す場合において、判決の確定を待つてはその執行をすることができず、又はその執行をするのに著しい困難を生ずる虞があるとき、検察官の請求により又は職権で、被告人に対し、仮に罰金、科料又は追徴に相当する金額を納付すべきことを命ずることが出来る。

第三百四十九條 仮納付の裁判は、刑の言渡と同時に、判決でその言渡をしなければならぬ。

第三百五十條 刑の執行猶予の言渡を取り消すべき場合には、検察官は、刑の言渡を受けた者の所在地又は最後の住所を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所に対しその請求をしなければならない。

第三百五十一條 前項の請求があつたときは、裁判所は、被告人又はその代理人の意見を聴いて決定をしなければならない。

第三百五十二條 刑の執行猶予の決定に對しては、即時抗告をすることが出来る。

第三百五十三條 刑法第五十二條の規定により刑を定むべき場合には、検察官は、その犯罪事実について最終の判決をした裁判所にその請求をしなければならない。この場合には、前條第二項の規定を準用する。

第三章 上訴

第三百五十四條 第一章 通則

第三百五十五條 檢察官又は被告人は、上訴をすることが出来る。

第三百五十六條 第二号の規定により裁判所の審判に付された事件と他の事件とが併合して審判され、一個の裁判があつた場合には、第二百六十八條第二項の規定により檢察官の職務を行ふ弁護士及び当該他の事件の檢察官は、その裁判に対し各々獨立して上訴をすることが出来る。

第三百五十七條 檢察官又は被告人以外の者で決定を受けたものは、抗告をすることが出来る。

第三百五十八條 被告人の法定代理人又は保佐人は、被告人のため上訴をすることが出来る。

第三百五十九條 勾留に對しては、勾留の理由の開示があつたときは、その開示の請求をした者も、被告人のため上訴をすることが出来る。その上訴を棄却する決定に對しても、同様である。

第三百六十條 原審における代理人又は弁護人は、被告のため上訴をすることが出来る。

第三百六十一條 前條の上訴は、被告人の明示した意思に反してこれをすることが出来ない。

第三百六十二條 上訴は、裁判の一部に對してこれをすることが出来る。

第三百六十三條 上訴をしたときは、裁判の全部に對してしたもののみならず。

第三百六十四條 上訴の提起期間は、裁判が告知された日から進行する。

第三百六十五條 檢察官、被告人又は第三五十二條に規定する者は、上訴の取下をすることが出来る。

第三百六十六條 第三百五十三條又は第三百五十四條に規定する者は、被告人の同意を得て、上訴の取下をすることが出来る。

第三百六十七條 上訴の取下をした者は、その事件について更に上訴をすることが出来ない。

第三百六十八條 上訴の取下をした被告人も同様である。

第三百六十九條 第三百五十一條乃至第三百五十五條の規定により上訴をすることが出来る者は、自己又は代理人の責に帰することのできない事由によつて上訴の提起期間内に上訴をすることができなかつたときは、原裁判所に上訴権回復の請求をすることが出来る。

第三百七十條 上訴権回復の請求は、事由が止んだ日から上訴の提起期間に相當する期間内にこれをしなければならない。

第三百七十一條 上訴権回復の請求をする者は、その請求と同時に上訴の申立をしなければならない。

第三百七十二條 上訴権回復の請求についてした決定に對しては、即時抗告をすることが出来る。

第三百七十三條 上訴権回復の請求があつたときは、原裁判所は、前條の決定をするまで裁判の執行を停止することが出来る。この場合には、被告人に對し勾留状を發することが出来る。

第三百七十四條 監獄にいる被告人が上訴の提起期間内に上訴の申立書を監獄の長又はその代理人に差出し出したときは、上訴の提起期間内に上訴をしたものとみなす。

第三百七十五條 被告人が自ら申立書を作ることができないときは、監獄の長又はその代理人は、これを代書し、又は所属の吏員にこれをさせなければならない。

第三百七十六條 前條の規定は、監獄にいる被告人が上訴の取下又は上訴権回復の請求をする場合にこれを準用する。

第三百七十七條 檢察官のみが上訴をした場合において、上訴が棄却されたときは、又は上訴の取下があつたときは、國は、当該事件の被告人であつた者に對し、上訴によりその審級において生じた費用の補償をする。

第三百七十八條 補償すべき費用の範圍は、被告人であつた者又はその弁護人であつた者が公判準備及び公判期日に出頭するに要した旅費、日当及び宿泊料並びに弁護人であつた者

に對する報酬に限るものとし、その額に關しては、刑事訴訟費用に關する法律の規定中、被告人であつた者については証人、弁護人であつた者については弁護人に関する規定を準用する。

第三百七十條 補償は、被告人であつた者又はその代理人の請求により、当該上訴裁判所であつた最高裁判所又は高等裁判所が、決定を以てこれを行う。

前項の請求は、当該上訴を棄却する裁判の告知があつた後又は当該上訴の取下があつた後二箇月以内にこれをしなければならぬ。

第一項の決定で高等裁判所がしたものに對しては、第四百二十八條第二項の異議の申立をすることができ、この場合には、即時抗告に關する規定をも準用する。

第三百七十一條 補償の請求、補償の支拂その他補償に關する手續については、この法律に特別の定めのある場合を除いては、裁判所の規則の定めるところによる。

第二章 控訴

第三百七十二條 控訴は、地方裁判所又は簡易裁判所がした第一審の判決に對してこれを行うことができる。

第三百七十三條 控訴の提起期間は、十四日とする。

第三百七十四條 控訴をするには、申立書を第一審裁判所に差し出さなければならぬ。

第三百七十五條 控訴の申立が明らかに控訴権の消滅後にされたものであるときは、第一審裁判所は、決定でこれを棄却しなければならぬ。この決定に對しては、即時抗告をする

ことができる。

第三百七十六條 控訴申立人は、裁判所の規則で定める期間内に控訴趣意書を控訴裁判所に差し出さなければならぬ。

控訴趣意書には、この法律又は裁判所の規則の定めるところにより、必要な疎明資料又は檢察官若しくは弁護人の保証書を添附しなければならぬ。

第三百七十七條 左の事由があることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、その事由があることの充分な証明をすることができ、官の檢察官又は弁護人の保証書を添附しなければならぬ。

一 法律に從つて判決裁判所を構成しなかつたこと。

二 法令により判決に關與することができない裁判官が判決に關與したこと。

三 審判の公開に關する規定に違反したこと。

第三百七十八條 左の事由があることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実であつてその事由があることを信するに足りるものを援用しなければならぬ。

一 不法に管轄又は管轄違を認めたこと。

二 不法に、公訴を受理し、又はこれを棄却したこと。

三 審判の請求を受けた事件について判決をせず、又は審判の請求を受けない事件について判決をしたこと。

四 判決に理由を附せず、又は理由に欠けがあること。

第三百七十九條 前二條の場合を除いて、訴訟手続に法令の違反があつてその違反が判決に影響を及ぼすことが明らかであることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実であつて明らかに判決に影響を及ぼすべき法令の違反があることを信するに足りるものを援用しなければならぬ。

第三百八十條 法令の適用に誤があつてその誤が判決に影響を及ぼすことが明らかであることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、その誤及びその誤が明らかに判決に影響を及ぼすべきことを示さなければならぬ。

第三百八十一條 刑の量定が不当であることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実であつて刑の量定が不当であることを信するに足りるものを援用しなければならぬ。

第三百八十二條 事実の誤認があつてその誤認が判決に影響を及ぼすことが明らかであることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実であつて明らかに判決に影響を及ぼすべき誤認があることを信するに足りるものを援用しなければならぬ。

第三百八十三條 左の事由があることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実であつて明らかに判決に影響を及ぼすべき誤認があることを信するに足りるものを援用しなければならぬ。

を理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、その事由があることを疎明する資料を添附しなければならぬ。

一 再審の請求をすることができ、場合に於ける事由があること。

二 判決があつた後に刑の廃止若しくは変更又は大赦があつたこと。

第三百八十四條 控訴の申立は、第三百七十七條乃至前條に規定する事由があることを理由とするときに限り、これを行うことができる。

第三百八十五條 控訴の申立が法令上の方式に違反し、又は控訴権の消滅後にされたものであることが明らかとなるときは、控訴裁判所は、決定でこれを棄却しなければならぬ。

前項の決定に對しては、第四百二十八條第二項の異議の申立をすることができ、この場合には、即時抗告に關する規定をも準用する。

第三百八十六條 左の場合には、控訴裁判所は、決定で控訴を棄却しなければならぬ。

一 第三百七十六條第一項に定める期間内に控訴趣意書を差し出さなかつたとき。

二 控訴趣意書がこの法律若しくは裁判所の規則で定める方式に違反しているとき、又は控訴趣意書にこの法律若しくは裁判所の規則の定めるところに従ひ必要な疎明資料若しくは保証書を添附しないとき。

第三百八十八條 控訴審では、被告人のためにする弁論は、弁護人でなければ、これを行うことができない。

第三百八十九條 公判期日には、檢察官及び弁護人は、控訴趣意書に基いて弁論をしなければならぬ。

第三百九十條 控訴審においては、被告人は、公判期日に出席することを要しない。但し、裁判所は、五千元以下の罰金又は料料にあたる事件以外の事件について、被告人の出席がその権利の保護のため重要であると認めるときは、被告人の出席を命ずることができる。

第三百九十一條 弁護人が出席しないとき、又は弁護人の選任がないときは、この法律により弁護人を要する場合又は決定で弁護人を附した場合を除いては、檢察官の陳述を聽いて判決をすることができ、

第三百九十二條 控訴裁判所は、控訴趣意書に包含された事項は、これを調査しなければならぬ。

控訴裁判所は、控訴趣意書に包含されない事項であつても、第三百七十七條乃至第三百八十三條に規定する事由に關しては、職権で調査をすることができ、

第三百九十三條 控訴裁判所は、前條の調査をするに必要があるときは、職権で事実の取調をすることができ、

前項の取調は、合議体の構成員にこれをさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託

することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第三百九十四條 第一審において証拠とすることができた証拠は、控訴審において、これを証拠とすることができる。

第三百九十五條 控訴の申立が法令上の方式に違反し、又は控訴権の消滅後にされたものであるときは、判決で控訴を棄却しなければならない。

第三百九十六條 第三百七十七條乃至第三百八十三條に規定する事由がないときは、判決で控訴を棄却しなければならない。

第三百九十七條 第三百七十七條乃至第三百八十三條に規定する事由があるときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第三百九十八條 不法に管轄を言い渡し、又は公訴を棄却したことを理由として原判決を破棄するときは、判決で事件を原裁判所に差し戻さなければならない。

第三百九十九條 不法に管轄を認めたことを理由として原判決を破棄するときは、判決で事件を管轄第一審裁判所に移送しなければならない。但し、控訴裁判所は、その事件について第一審の管轄権を有するときは、第一審として審判をしなければならない。

第四百條 前二條の規定する理由以外の理由によつて原判決を破棄するときは、判決で、事件を原裁判所に差し戻し、又は原裁判所と同等の他の裁判所に移送しなければならない。但し、控訴裁判所は、訴訟記録並び

に原裁判所及び控訴裁判所において取り調べた証拠によつて、直ちに判決をすることができると認めるときは、被告事件について更に判決をすることができる。

第四百一條 被告人の利益のため原判決を破棄する場合において、破棄の理由が控訴をした共同被告人に共通であるときは、その共同被告人のためにも原判決を破棄しなければならない。

第四百二條 被告人が控訴をし、又は被告人のため控訴をした事件については、原判決の刑より重い刑を言い渡すことはできない。

第四百三條 原裁判所が不法に公訴棄却の決定をなかつたときは、決定で公訴を棄却しなければならない。

第四百四條 第二編中公判に関する規定は、この法律に特別の定めのある場合を除いては、控訴の審判についてこれを準用する。

第四百五條 高等裁判所がした第一審又は第二審の判決に対しては、左の事由があることを理由として上告の申立をすることができる。

一 憲法の違反があること又は憲法の解釈に誤があること。

二 最高裁判所の判例と相反する判断をしたこと。

三 最高裁判所の判例がない場合に、大審院若しくは上告裁判所たる高等裁判所の判例又はこの法律施行後の控訴裁判所たる高等裁判所の判例と相反する判断をしたこと。

第四百六條 最高裁判所は、前條の規定により上告をするのできる場合以外の場合であつても、法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件については、その判決確定前に限り、裁判所の規則の定めるところにより、自ら上告審としてその事件を受理することができる。

第四百七條 上告趣意書には、裁判所の規則の定めるところにより、上告の申立の理由を明示しなければならない。

第四百八條 上告裁判所は、上告趣意書その他の書類によつて、上告の申立の理由がないことが明らかであると認めるときは、弁論を経ないで、判決で上告を棄却することができる。

第四百九條 上告審においては、公判期日に被告人を召喚することを要しない。

第四百十條 上告裁判所は、第四百五條各号に規定する事由があるときは、判決で原判決を破棄しなければならない。但し、判決に影響を及ぼさないことが明らかな場合は、この限りでない。

第四百十一條 第二号又は第三号に規定する事由がある場合において、上告裁判所がその判例を変更して原判決を維持するのを相当とするときは、前項の規定は、これを適用しない。

第四百十二條 上告裁判所は、第四百五條各号に規定する事由がない場合であつても、左の事由があつて原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認めるときは、判決で原判決を破棄することができる。

一 判決に影響を及ぼすべき法令の違反があること。

二 刑の量定が著しく不当であること。

三 判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があること。

四 再審の請求をすることができる場合に於ける事由があること。

五 判決があつた後に刑の廃止若しくは変更又は大赦があつたこと。

第四百十三條 不法に管轄を認めたことを理由として原判決を破棄するときは、判決で事件を管轄控訴裁判所又は管轄第一審裁判所に移送しなければならない。

第四百十四條 前條に規定する理由以外の理由によつて原判決を破棄するときは、判決で、事件を原裁判所若しくは第一審裁判所に差し戻し、又はこれらと同等の他の裁判所に移送しなければならない。但し、上告裁判所は、訴訟記録並びに原裁判所及び第一審裁判所において取り調べた証拠によつて、直ちに判決をすることができると認めるときは、被告事件について更に判決をすることができる。

第四百十五條 前章の規定は、この法律に特別の定めのある場合を除いては、上告の審判についてこれを準用する。

第四百十六條 上告裁判所は、その判決の内容に誤のあることを発見したときは、檢察官、被告人又は弁護人の申立により、判決でこれを訂正することができる。

前項の申立は、判決の宣告があつた日から十日以内にこれをしなければならない。

上告裁判所は、適當と認めるときは、第一項に規定する者の申立により、前項の期間を延長することができる。

第四百十七條 訂正の判決は、弁論を経なくてもこれを行うことができる。

第四百十八條 上告裁判所は、訂正の判決をしないときは、速やかに決定で申立を棄却しなければならない。

訂正の判決に対しては、第四百十五條第一項の申立をすることはできない。

第四百十九條 上告裁判所の判決は、宣告があつた日から第四百十五條の期間を経過したとき、又はその期間内に同條第一項の申立があつた場合には訂正の判決若しくは申立を棄却する決定があつたときに、確定する。

第四章 抗告

第四百十九條 抗告は、特に即時抗告をすることができる旨の規定がある場合の外、裁判所がした決定に対してこれをすることができ。但し、この法律に特別の定めのある場合は、この限りでない。

第四百二十條 裁判所の管轄又は訴訟手続に関し判決前にした決定に対しては、この法律に特に即時抗告をすることができる旨の規定がある場合を除いては、抗告をすることはできない。

前項の規定は、勾留、保釈、押収又は押収物の還付に関する決定及び鑑定のためにする留置に関する決定については、これを適用しない。

第一類第四号 司法委員会議録 第二十二号 昭和三十三年五月二十八日

第一類第四号 司法委員会議録 第二十二号 昭和三十三年五月二十八日

第一類第四号 司法委員会議録 第二十二号 昭和三十三年五月二十八日

第一類第四号 司法委員会議録 第二十二号 昭和三十三年五月二十八日

第一類第四号 司法委員会議録 第二十二号 昭和三十三年五月二十八日

第一類第四号 司法委員会議録 第二十二号 昭和三十三年五月二十八日

第一類第四号 司法委員会議録 第二十二号 昭和三十三年五月二十八日

第一類第四号 司法委員会議録 第二十二号 昭和三十三年五月二十八日

第一類第四号 司法委員会議録 第二十二号 昭和三十三年五月二十八日

第一類第四号 司法委員会議録 第二十二号 昭和三十三年五月二十八日

第一類第四号 司法委員会議録 第二十二号 昭和三十三年五月二十八日

第一類第四号 司法委員会議録 第二十二号 昭和三十三年五月二十八日

第一類第四号 司法委員会議録 第二十二号 昭和三十三年五月二十八日

第一類第四号 司法委員会議録 第二十二号 昭和三十三年五月二十八日

勾留に対しては、前項の規定にかかわらず、犯罪の嫌疑がないことを理由として抗告をすることはできない。

第四百二十一條 抗告は、即時抗告を除いては、何時でもこれを行うことができる。但し、原決定を取り消しても実益がないようになったときは、この限りでない。

第四百二十二條 即時抗告の提起期間は、三日とする。

第四百二十三條 抗告をするには、申立書を原裁判所に差し出さなければならない。

原裁判所は、抗告を理由があるものと認めるときは、決定を更正しなければならない。抗告の全部又は一部を理由がないと認めるときは、申立書を受け取つた日から三日以内に意見書を添えて、これを抗告裁判所に送付しなければならない。

第四百二十四條 抗告は、即時抗告を除いては、裁判の執行を停止する効力を有しない。但し、原裁判所は、決定で、抗告の裁判があるまで執行を停止することができる。

抗告裁判所は、決定で裁判の執行を停止することができる。

第四百二十五條 即時抗告の提起期間内及びその申立があつたときは、裁判の執行は、停止される。

第四百二十六條 抗告の手續がその規定に違反したとき、又は抗告が理由のないときは、決定で抗告を棄却しなければならない。

抗告が理由のあるときは、決定で原決定を取り消し、必要がある場合には、更に裁判をしなければならない。

第四百二十七條 抗告裁判所の決定に対しては、抗告をすることはできない。

第四百二十八條 高等裁判所の決定に対しては、抗告をすることはできない。

即時抗告をすることができる旨の規定がある決定並びに第四百十九條及び第四百二十條の規定により抗告をすることができる決定で高等裁判所がしたものに對しては、その高等裁判所に異議の申立をすることができる。

前項の異議の申立に関しては、抗告に関する規定を準用する。即時抗告をすることができる旨の規定がある決定に対する異議の申立に関しては、即時抗告に関する規定を準用する。

第四百二十九條 裁判官が左の裁判をした場合において、不服がある者は、簡易裁判所の裁判官がした裁判に対しては管轄地方裁判所に、その他の裁判官がした裁判に対してはその裁判官所属の裁判所にその裁判の取消又は変更を請求することができる。

一 忌避の申立を却下する裁判官
二 勾留、押収又は押収物の還付に関する裁判

三 鑑定のため留置を命ずる裁判
四 証人、鑑定人、通訳人又は翻譯人に対して過料又は費用の賠償を命ずる裁判

五 身体を検査を受ける者に対して過料又は費用の賠償を命ずる裁判
第四百三十條 第三項の規定は、前項の請求についてこれを準用する。

第一項の請求を受けた地方裁判所は、合議体で決定をしなければならない。

ない。

第一項第四号又は第五号の裁判の取消又は変更の請求は、その裁判のあつた日から三日以内にこれをしなければならない。

前項の請求期間内及びその請求があつたときは、裁判の執行は、停止される。

第四百三十條 檢察官又は檢察事務官のした第三十九條第三項の処分又は押収若しくは押収物の還付に関する処分不服がある者は、その檢察官又は檢察事務官が所属する檢察廳の對應する裁判所にその処分の取消又は変更を請求することができる。

司法警察職員がした前項の処分に不服がある者は、司法警察職員の職務執行地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所にその処分の取消又は変更を請求することができる。

前二項の請求については、行政事件訴訟に関する法令の規定は、これを適用しない。

第四百三十一條 前二條の請求をするには、請求書を管轄裁判所に差し出さなければならない。

第四百三十二條 第四百二十四條、第四百二十六條及び第四百二十七條の規定は、第四百二十九條及び第四百三十條の請求があつた場合にこれを準用する。

第四百三十三條 この法律により不服を申し立てることができない決定又は命令に対しては、第四百五條に規定する事由があることを理由とする場合に限り、最高裁判所に特に抗告をすることができる。

前項の抗告の提起期間は、五日とする。

第四百三十四條 第四百二十三條、第四百二十四條及び第四百二十六條の規定は、この法律に特別の定めのある場合を除いては、前條第一項の抗告についてこれを準用する。

第四百三十五條 再審の請求は、左の場合において、有罪の言渡を受けた確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のために、これを行うことができる。

一 原判決の証拠となつた証拠書類又は証拠物が確定判決により偽造又は変造であつたことが証明されたとき。
二 原判決の証拠となつた証言、鑑定、通訳又は翻譯が確定判決により虚偽であつたことが証明されたとき。

三 有罪の言渡を受けた者を誣告した罪が確定判決により証明されたとき。但し、誣告により有罪の言渡を受けたときに限る。

四 原判決の証拠となつた裁判が確定判決により変更されたとき。
五 特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を害した罪により有罪の言渡をした事件について、その権利の無効の審決が確定したとき、又は無効の判決があつたとき。

六、有罪の言渡を受けた者に対して無罪若しくは免許を言い渡し、刑の言渡を受けた者に対して刑の免除を言い渡し、又は原判決において認められた罪より輕い罪を認めるべき明らかな証拠をあらたに発見したとき。

七 原判決に関與した裁判官、原判決の証拠となつた証拠書類の作成

に關與した裁判官又は原判決の証拠となつた書面を作成し若しくは供述をした檢察官、檢察事務官若しくは司法警察職員が被告事件について職務に關する罪を犯したことが確定判決により証明されたとき。但し、原判決をする前に裁判官、檢察官、檢察事務官又は司法警察職員に対して公訴の提起があつた場合には、原判決をした裁判所がその事実を知らなかつたときに限る。

第四百三十六條 再審の請求は、左の場合において、控訴又は上告を棄却した確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のために、これを行うことができる。

一 前條第一号又は第二号に規定する事由があるとき。

二 原判決又はその証拠となつた証拠書類の作成に關與した裁判官について前條第七号に規定する事由があるとき。

第一審の確定判決に対して再審の請求をした事件について再審の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

第一審又は第二審の確定判決に対して再審の請求をした事件について再審の判決があつた後は、上告棄却の判決に対して、再審の請求をすることはできない。

第四百三十七條 前二條の規定に従い、確定判決により犯罪が証明されたことを再審の請求の理由とすべき場合において、その確定判決を得ることができないときは、その事実を証明して再審の請求をすることができる。

ける。但し、証拠がないという理由によつて確定判決を得ることができないときは、この限りでない。

第四百三十八條 再審の請求は、原判決をした裁判所がこれを管轄する。

第四百三十九條 再審の請求は、左の者がこれを行うことができる。

一 檢察官

二 有罪の言渡を受けた者

三 有罪の言渡を受けた者の法定代理人及び保佐人

四 有罪の言渡を受けた者が死亡し、又は心神喪失の状態に在る場合には、その配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹

第四百三十五條第七号又は第四百三十六條第一号第二号に規定する事由による再審の請求は、有罪の言渡を受けた者がその罪を犯させた場合には、檢察官でなければこれを行うことができない。

第四百四十條 檢察官以外の者は、再審の請求をする場合には、弁護人を選任することができる。

第四百四十一條 再審の請求は、刑の執行が終り、又はその執行を受けることがないようになったときでも、これを行うことができる。

第四百四十二條 再審の請求は、刑の執行を停止する効力を有しない。但し、管轄裁判所に対応する檢察廳の檢察官は、再審の請求についての裁判があるまで刑の執行を停止することができる。

第四百四十三條 再審の請求は、これを取り下げることができる。

再審の請求を取り下げた者は、同一の理由によつては、更に再審の請求をすることができない。

第四百四十四條 第三百六十六條の規定は、再審の請求及びその取下についてこれを準用する。

第四百四十五條 再審の請求を受けた裁判所は、必要があるときは、合議体の構成員に再審の請求の理由について、事実の取調をさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第四百四十六條 再審の請求が法令上の方式に違反し、又は請求権の消滅後にされたものであるときは、決定でこれを棄却しなければならない。

第四百四十七條 再審の請求が理由のないときは、決定でこれを棄却しなければならない。

第四百四十八條 再審の請求が理由のあるときは、再審開始の決定をしなければならない。

再審開始の決定をしたときは、決定で刑の執行を停止することができる。

第四百四十九條 控訴を棄却した確定判決とその判決によつて確定した第一審又は第二審の判決とに対して再審の請求があつた場合において、第一審裁判所又は控訴裁判所が再審の判決をしたときは、上告裁判所は、決定で再審の請求を棄却しなければならない。

上告を棄却した判決とその判決によつて確定した第一審又は第二審の判決とに対して再審の請求があつた場合において、第一審裁判所又は控訴裁判所が再審の判決をしたときは、上告裁判所は、決定で再審の請求を棄却しなければならない。

第四百五十條 第四百四十六條、第四百四十七條第一項、第四百四十八條第一項又は前條第一項の決定に対しては、即時抗告することができる。

第四百五十一條 裁判所は、再審開始の決定が確定した事件については、第四百四十九條の場合を除いては、その審級に従い、更に審判をしなければならない。

左の場合には、第三百四十四條第一項本文及び第三百三十九條第一項第三号の規定は、前項の審判にこれを適用しない。

一 死亡者又は回復の見込がない心神喪失者のために再審の請求がされたとき。

二 有罪の言渡を受けた者が、再審の判決がある前に、死亡し、又は心神喪失の状態に陥りその回復の見込がないとき。

前項の場合には、被告人の出頭がなくとも、審判をすることができ。但し、弁護人が出頭しなければ開廷することはできない。

第四百五十二條 再審においては、原告をした者が弁護人を選任しないときは裁判長は、職権で弁護人を附しなければならない。

第四百五十三條 再審においては、原告の判決の刑より重い刑を言い渡すことはできない。

第四百五十四條 非常上告

第四百五十五條 非常上告をするに、その理由を記載した申立書を最高裁判所に提出しなければならない。

第四百五十六條 公判期日には、檢察官は、申立書に基いて陳述をしなければならない。

第四百五十七條 非常上告が理由のないときは、判決でこれを棄却しなければならない。

第四百五十八條 非常上告が理由のあるときは、左の區別に従い、判決をしなければならない。

一 原判決が法令に違反したときは、その違反した部分を破棄する。但し、原判決が被告人のため不利であるときは、これを破棄して、被告事件について更に判決をする。

二 訴訟手続が法令に違反したときは、その違反した手続を破棄する。

第四百五十九條 非常上告の判決は、前條第一号但書の規定によりされたものを除いては、その効力を被告人に及ぼさない。

第四百六十條 裁判所は、申立書に包含された事項に限り、調書をしなければならない。裁判所は、裁判所の管轄、公訴の受理及び訴訟手続に関する事項は、事実の取調をすることができ。この場合には、第三百九十三條第二項の規定を準用する。

第六編 略式手続

第四百六十一條 簡易裁判所は、檢察官の請求により、その管轄に属する事件について、公判前、略式命令で、五千元以下の罰金又は料金を科すことができる。この場合には、刑の執行猶予をし、没収を科し、その他附随の処分をすることができる。

略式命令は、被疑者が檢察官から略式命令の請求をすることを告げられた日から七日を経過した後であつて、且つ、略式手続によることに限られて被疑者に異議がないときに限り、これを行うことができる。

第四百六十二條 略式命令の請求は、公判の提起と同時に、書面で行われなければならない。

第四百六十三條 前條の請求があつた場合において、その事件が略式命令をすることができないものであり、又はこれを行うことが相当でないものであると判断するときは、通常の規定に従い、審判をしなければならない。但し、裁判所法第三十三條第二項の場合には、決定で事件を管轄地方裁判所に移送しなければならない。

第四百六十四條 略式命令には、罪となるべき事実、適用した法令、科すべき刑及び附随の処分並びに略式命令の告知があつた日から七日以内に正式裁判の請求をすることができ。旨を示さなければならない。

ることができる。

正式裁判の請求は、呈式命令をし
た裁判所に、書面であつたものをしな
なければならない。正式裁判の請求があつ
たときは、裁判所は、速やかにその
旨を檢察官又は呈式命令を受けた者
に通知しなければならない。

第四百六十六條 正式裁判の請求は、
第一審の判決があるまでこれを取り
下げるることができる。

第四百六十七條 第三百五十三條、第
三百五十五條乃至第三百五十七條及
び第三百五十九條乃至第三百六十五
條の規定は、正式裁判の請求又はそ
の取下についてこれを適用する。

第四百六十八條 正式裁判の請求が法
令上の方式に違反し、又は、請求権
の消滅後にされたものであるときは、
決定でこれを棄却しなければならない。
この決定に対しては、即時
抗告をすることができる。

正式裁判の請求を適法とするとき
は、通常の規定に従い、審判をしな
なければならない。この場合には、第
四百六十三條但書の規定を適用す
る。

前項前段の場合においては、呈式
命令に拘束されない。

第四百六十九條 正式裁判の請求によ
り判決をしたときは、呈式命令は、
その効力を失う。

第四百七十條 呈式命令は、正式裁判
の請求期間の経過又はその請求の取
下により、確定判決と同一の効力を
生ずる。

正式裁判の請求を棄却する裁判が
確定したときも、同様である。

第七編 裁判の執行

第四百七十一條 裁判は、この法律に

特別の定めのある場合を除いては、確
定した後これを執行する。

第四百七十二條 裁判の執行は、その
裁判をした裁判所は對應する檢察廳
の檢察官がこれを指揮する。但し、
第七十條第一項但書の場合、第八八
條第一項但書の場合その他その性質
上裁判所又は裁判官が指揮すべき場
合は、この限りでない。

上訴の裁判又は上訴の取下により
下級の裁判所の裁判を執行する場合
には、上訴裁判所に対応する檢察廳
の檢察官がこれを指揮する。但し、
訴訟記録が下級の裁判所又はその裁
判所に対応する檢察廳に在るときは、
その裁判所に対応する檢察廳の
檢察官が、これを指揮する。

第四百七十三條 裁判の執行の指揮
は、書面でこれをし、これに裁判書
又は裁判を記載した調書の謄本又は
抄本を添えなければならない。但
し、刑の執行を指揮する場合を除い
ては、裁判書の原本、謄本若しくは
抄本又は裁判を記載した調書の謄本
若しくは抄本に認印して、これをす
ることができる。

第四百七十四條 二以上の主刑の執行
は、罰金及び科料を除いては、その
重いものを先にする。但し、檢察官
は、重い刑の執行を停止して、他の
刑の執行をさせることができる。

第四百七十五條 死刑の執行は、法務
總裁の命令による。

前項の命令は、判決確定の日から
六箇月以内これをしなければならない。
但し、上訴権回復若しくは再審
の請求、非常上告若しくは恩赦の出
願若しくは申出がされその手続が終
了するまでの期間及び共同被告人で

あつた者に対する判決が確定するま
での期間は、これをその期間に算入
しない。

第四百七十六條 法務總裁が死刑の執
行を命じたときは、五日以内にその
執行をしなければならない。

第四百七十七條 死刑は、檢察官、檢
察事務官及び監獄の長又はその代理
者の立会の上、これを執行しなけれ
ばならない。

檢察官又は監獄の長の許可を受け
た者でなければ、刑場に入ることは
できない。

第四百七十八條 死刑の執行に立ち会
つた檢察事務官は、執行始末書を作
り、檢察官及び監獄の長又はその代
理者とともに、これに署名押印しな
なければならない。

第四百七十九條 死刑の言渡を受けた
者が心神喪失の状態に在るときは、
法務總裁の命令によつて執行を停止
する。

死刑の言渡を受けた女子が懐胎し
てゐるときは、法務總裁の命令によ
つて執行を停止する。

前二項の規定により死刑の執行を
停止した場合には、心神喪失の状態
が回復した後又は出産の後法務總
裁の命令がなければ、執行すること
はできない。

第四百七十五條第二項の規定は、
前項の命令についてこれを適用す
る。この場合において、判決確定の
日とあるのは、心神喪失の状態が回
復した日又は出産の日と読み替へる
ものとする。

第四百八十條 懲役、禁錮又は拘留の
言渡を受けた者が心神喪失の状態に
在るときは、刑の言渡をした裁判所

に對應する檢察廳の檢察官又は刑の
言渡を受けた者の現在地を管轄する
地方檢察廳の檢察官の指揮によつ
て、その状態が回復するまで執行を
停止する。

第四百八十一條 前條の規定により刑
の執行を停止した場合には、檢察官
は、刑の言渡を受けた者を監護義務
者又は地方公共團體の長に引き渡
し、病院その他の適當な場所に入れ
させなければならない。

刑の執行を停止された者は、前項
の処分があるまでこれを監獄に留置
し、その期間を刑期に算入する。

第四百八十二條 懲役、禁錮又は拘留
の言渡を受けた者について左の事由
があるときは、刑の言渡をした裁判
所に対応する檢察廳の檢察官又は刑
の言渡を受けた者の現在地を管轄す
る地方檢察廳の檢察官の指揮によつ
て執行を停止することができる。

一 刑の執行によつて、著しく健康
を害するとき、又は生命を保つこ
とのできない虞があるとき。

二 年齢七十年以上であるとき。

三 受胎後百五十日以上であると
き。

四 出産後六十日を経過しないと
き。

五 刑の執行によつて回復すること
のできない不利益を生ずる虞があ
るとき。

六 祖父又は父母が年齢七十年以
上又は重病若しくは不具で、他に
これを保護する親族がないとき。

七 子又は孫が幼年で、他にこれを
保護する親族がないとき。

八 その他重大な事由があるとき。

第四百八十三條 第五百條に規定する

申立の期間内及びその申立があつた
ときは、訴訟費用の負担を命ずる裁
判の執行は、その申立についての裁
判が確定するまで停止される。

第四百八十四條 死刑、懲役、禁錮又
は拘留の言渡を受けた者が拘禁され
ていないときは、檢察官は、執行の
ためこれを呼び出さなければならない。
呼出に應じないときは、收監狀
を發しなければならない。

第四百八十五條 死刑、懲役、禁錮又
は拘留の言渡を受けた者が逃亡した
とき、又は逃亡する虞があるとき
は、檢察官は、直ちに收監狀を發し、
又は司法警察官にこれを發せしめる
ことができる。

第四百八十六條 死刑、懲役、禁錮又
は拘留の言渡を受けた者の現在地が
判らないときは、檢察官は、檢事長
にその收監を請求することができ
る。

請求を受けた檢事長は、その管内
の檢察官に收監狀を發せしめなけれ
ばならない。

第四百八十七條 收監狀には、刑の言
渡を受けた者の氏名、住居、年齢、
刑名、刑期その他收監に必要な事項
を記載し、檢察官又は司法警察官
が、これに記名押印しなければならない。

第四百八十八條 收監狀は、勾引狀と
同一の効力を有する。

第四百八十九條 收監狀の執行につ
いては、勾引狀の執行に関する規定を
適用する。

第四百九十條 罰金、科料、沒收、追
徴、過料、沒取、訴訟費用、費用陪
償又は、仮納付の裁判は、檢察官の
命令によつてこれを執行する。この

命令は、執行力のある債務名義と同

一の効力を有する。

前項の裁判の執行については、民事訴訟に関する法令の規定を準用する。但し、執行前に裁判の送達をすることを要しない。

第四百九十一條 没収又は租税その他の公課若しくは事實上に關する法令の規定により言い渡した罰金若しくは追徴は、刑の言渡を受けた者が判決の確定した後死亡した場合には、相続財産についてこれを執行することができる。

第四百九十二條 法人に対して罰金、料料、沒收又は追徴を言い渡した場合、その法人が判決の確定した後合併によつて消滅したときは、合併の後存する法人又は合併によつて設立された法人に対して執行することができる。

第四百九十三條 第一審と第二審とにおいて、仮納付の裁判があつた場合に、第一審の仮納付の裁判について既に執行があつたときは、その執行は、これを第二審の仮納付の裁判で納付を命ぜられた金額の限度において、第二審の仮納付の裁判について執行とみなす。

前項の場合において、第一審の仮納付の裁判の執行によつて得た金額が第二審の仮納付の裁判で納付を命ぜられた金額を超えるときは、その超過額は、これを還付しなければならない。

第四百九十四條 仮納付の裁判の執行があつた後に、罰金、料料又は追徴の裁判が確定したときは、その金額の限度において刑の執行があつたものとみなす。

前項の場合において、仮納付の裁判の執行によつて得た金額が罰金、料料又は追徴の金額を超えるときは、その超過額は、これを還付しなければならない。

第四百九十五條 上訴の提起期間中の未決勾留の日数は、上訴申立後の未決勾留の日数を除き、全部これを本刑に通算する。

上訴申立後の未決勾留の日数は、左の場合には、全部これを本刑に通算する。
一 檢察官が上訴を申し立てたとき。
二 檢察官以外の者が上訴を申し立てた場合においてその上訴審において原判決が破棄されたとき。

前二項の規定による通算については、未決勾留の一日を刑期の一日又は金額の二十円に折算する。

上訴裁判所が原判決を破棄した後未決勾留は、上訴中の未決勾留日数に準じて、これを通算する。

第四百九十六條 沒收物は、檢察官がこれを処分しなければならぬ。

第四百九十七條 沒收を執行した後三箇月以内に、權利を有する者が沒收物の交付を請求したときは、檢察官は、破壊し、又は廢棄すべき物を除いては、これを交付しなければならない。

偽造し、又は變造された物が押收されていなければ、これを提出させて、前項に規定する手續をしなければならない。但し、その物が公務所に属するときは、偽造又は變造の部分に公務所に通知して相當な処分をさせなければならない。

第四百九十九條 押收物の還付を受けるべき者の所在が判らないため、又はその他の事由によつて、その物を還付することができない場合には、檢察官は、その旨を官報で公告しなければならない。

公告をしたときから六箇月以内に還付の請求がないときは、その物は國庫に帰属する。

前項の期間内でも、價償のない物は、これを廢棄し、保管に不便な物は、これを公賣してその代價を保管することができる。

第五百條 訴訟費用の負担を命ぜられた者は、貧困のためこれを完納することができないときは、訴訟費用の負担を命ずる裁判を言い渡した裁判所に、訴訟費用の全部又は一部について、その裁判の執行の免除の申立をすることが出来る。

前項の申立は、訴訟費用の負担を命ずる裁判が確定した後十日以内にこれをしなければならない。

第五百一條 刑の言渡を受けた者は、裁判の解釈について疑があるときは、言渡をした裁判所に裁判の解釈を求める申立をすることが出来る。

第五百二條 裁判の執行を受ける者又はその法定代理人若しくは保佐人が、執行に關し檢察官のした処分を不当とするときは、言渡をした裁判所に異議の申立をすることが出来る。

第五百三條 前三條の申立は、決定があるまでこれを取り下げることが出来る。

第五百四條 第五百條乃至第五百二條の申立についてした決定に対しては、即時抗告をすることが出来る。

第五百五條 罰金又は料料を完納することができない場合における勞務場留置の執行については、刑の執行に關する規定を準用する。

第五百六條 第四百九十條第一項の裁判の執行の費用は、執行を受ける者の負担とし、民事訴訟に關する法令の規定に準じて、執行と同時にこれを取り立てなければならない。

附則 この法律は、昭和二十四年一月一日から、これを施行する。

○鈴木國務大臣 ただいま上程に相なりました刑事訴訟法を改正する法律案の提案理由について、御説明申し上げます。

新憲法は、各種の基本的人權の保障について、格別の注意を拂つてゐるのであります。なかんずく刑事手續に關しましては、わが國における従来の運用に鑑み、特に第三十一條以下數箇條を劃いて、きわめて詳細な規定を設けてゐるのであります。しかもこれらの新憲法の規定は、英米法系の色彩の濃いものであります。これを完全に実施するためには、大陸法系の傳統のもとにつくられた現行刑事訴訟法には、根本的な改正を加える必要があるものであります。さらにまた新憲法は、

第六章におきまして、司法權の獨立を強化し、最高裁判所に違憲立法審査權や、規則制定權を與えるとともに、その構成にも、特別の配慮をいたしてゐるのであります。そのため新たに裁判所法や檢察廳法の制定が必要とされたのであります。この方面からも、現行刑事訴訟法には、幾多の改正が免れないことになつたのであります。

政府におきましては、さきに臨時法制調査會を設け、憲法附屬の他の諸法律とともに、刑事訴訟法改正法律案の要綱についても審議答申を得まして、これにその後の研究の結果を加へ、昨春、一應の成案を得るに至つたのであります。この法律の事情で、そのまゝこれを提案する運びにならなかつたのであります。それでやむなく、新憲法の要求する最小限度の手段をするため、この案の中から要点を抜き出して、應急措置を講じて、新憲法施行の日を迎えた次第でありました。

これがすなわち日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に關する法律でありまして、殊に犯罪捜査の部門において、一大變革をもたらしたものであります。以下簡單に應急措置法と異稱いたしますが、新憲法下の刑事手續は、この應急措置法と現行刑事訴訟法とが、二者一體となつて、そのもとに運営されてきてゐるのであります。

政府におきましては、その後も引き続き研究を進めてまいり、昨秋最高裁判所の規則制定權との關係をも考慮に入れ、先ほど申し上げました案にさらに修正を加えた案を完成したのであります。しかし、今回、さらにこの案に対して、有力な學者、裁判官、檢

審官、弁護士等の意見を参酌し、根本的な修正を加えまして最終案を決定し、國會に提出し、ここに御審議を受ける運びになつた次第であります。

本案は、ごらんのように、七編五百六箇條からなるきわめて龐大なものであります。これを現行刑事訴訟法に比較しますと、編別、章節の区分は、大體後者になつてゐるのであります。大審院の特別権限に属する訴訟手續及び私訴の二編がなくなり、新たに証拠保全の章が設けられ、また第二編第一審で、予審の章がなくなり、第三章中に証拠の節が新たに加へられたのは、一、二章節を併せたものがある程度であります。條文の数は、附則を別として、九十七箇條を減じました。が、これ私訴等を削つたことや、手續の細部のもので、裁判所の規則に譲つたものがあるためであります。

次に、本案の内容に就いて御説明申し上げることにします。本案は、長年慣れ親しんできた大陸法系的刑事の手續と、新憲法に現れた英米法系的刑事手續とを渾然調和させることによつて、新しい刑事訴訟法の確立を目指したものであります。改正点はきわめて多岐にわたり、その一つが、いづれも重要なものを含むものであります。が、その一々の詳細は、別に政府委員から説明することにいたしまして、私からは、特に重要と思われる四つの点について、申し上げることにしたいと思います。

まず第一の点は、公訴提起の方式の改正であります。従前は公訴の提起と同時に、捜査書類及び証拠物を、全部裁判所に提出してゐたのであります。が、本案では、起訴状には、裁判官に

事件について予断を抱かせるおそれのある書類その他の物を添附したり、またはその内容を引用したりしてはならないことにいたしました。従來の方式では、どうしても、裁判官は、公判廷に臨み被告人に面接する前に、記録を調査し、事件の概要を頭に入れることによつて、予断を抱きやすい傾があり、公判廷に臨むまでには、裁判官は、できるだけ白紙の状態におき、公判の審理によつて、初めて事件の心証を得るようになつたのであります。これによりまして、眞に公平明瞭な裁判が確保されるわけであり、また、公訴の提起は、裁判所に對し、審判の範圍を限定するとともに、被告人のために防禦の範圍を明確にさせることをも目的とするものであります。この後者は、從來わが國ではその重要性が十分意識されてゐなかつたのであります。が、本案ではこの方面をもきわめて重視してゐるのであります。従いまして、公訴の提起は、口頭によることを許さず、必ず書面によることとし、かつ起訴状に公訴事実を記載するには、訴因を明示すべきものと、罪名を記載するには罰條を示すべきものと、起訴状はこれを必ず被告人に送達すべきものとし、また公訴事実の同一性を害しない限度で、起訴状に記載された訴因または罰條の追加、撤回または変更を許すが、この場合には、被告人に十分な防禦の準備ができる余裕を與へるべきこと等を定めてゐるのであります。これらの点は、わが國の刑事裁判の實務の上においても、被告人の人權を保障する面においても、眞に画期的のものであらうかと思ひます。

第二の点といたしましては、公判の審理及び証拠に関する部分の改正であります。前述の公訴の提起の方式の改正と表裏裏して、本案では徹底的な公判中心主義が採用されることになり、ます。殊に、後述する控訴審に關する改正と相まち、第一審の公判が、名実ともに全刑事手續の中心となるように構想されてゐるのであります。この部分に關する改正として特に重要なものは、一旦指定された公判期日の変更には、慎重な手續を経なければならぬものとし、審判の迅速化をはかり、また從來のような被告人訊問の方式をやめ、被告人に黙秘権を認め、ただ被告人が任意に供述する場合のみ、その供述を求め得ることとし、被告人の當事的地位を高め、また長期三年を超える罪にあたる事件については、弁護人がなければ開廷できないものとし、このような事件につき弁護人がないときは、國選弁護人を付するものと、被告人の保護を一層厚くしたこと等であり、また、公判廷外における自白である、公判廷外の自白であるを区別せず、自白だけを唯一の証拠として、有罪の認定をすることができないものとし、從來のような自白を偏重する傾向を是正し、また傳聞証拠を極度に制限し、たとえば捜査官の調書やこれに代る証言等は、例外的にきわめて限られた場合にのみ証拠となし得るものとし、その場合を詳細に規定し、証拠の一節を設けた次第であります。なおいづゆるアレインメ

ントの制度は、被告人の保護に欠けるきらいがあるので、これを採用せず、また交互尋問制は、なお研究を要すべき点があるもので、明文上はこれを取り上げず、ただ運用の面で、これに近い方式がとり得るようになつてゐることを附言しておきます。

第三の点といたしましては、審級制度に關する改正であります。まず控訴審を從來の通りに覆審としない、事後審としたことが一番大きい点であります。從來は御承知のように、控訴審では、事件を最初から調べ直して、新しい判決をする構想になつてゐたのであります。が、本案のように、第一審の手續がきわめて鄭重になり、かつ被告人の保護の方法も十分厚くなつた以上、控訴審で從來のように覆審することとは、實際上の見地からも不可能に近いことであり、かつ被告人の保護のためにも、絶対不可欠とも言うことができないので、本案では覆審の制度はやめ、事後審の制度としたのであります。すなわち控訴審はもつぱら第一審の判決の可否を批判する審級とし、原判決に不当な点があれば、それを破棄し、原則として原審に差し戻し、調べ直させることにしたのであります。なお、控訴の申立をしたときは、別に控訴趣意書を提出すべきものとし、その方式を詳細に定めて、原判決の攻撃すべき点を明らかにさせることにしたのであります。もつとも控訴審では控訴趣意書を攻撃してゐる点以外の点であり、いづれも破棄の事由にあたるものを発見したときは、原判決を破棄し得ることになつてゐることに御留意願ひしたいと思います。次に上告審は、最高裁判所のみがこれを取

扱うこととし、上告理由は憲法違反があること、もしくは憲法の解釈を誤まつたこと、または判例違反があることに限り、もつて上告審の主たる任務が憲法問題の裁判と法令の解釈の統一にあることを明らかにするとともに、別に最高裁判所は、法令の解釈に關する重要事項を含むものと認められる事件については、特別に上告審として事件を受理することができるとし、又、量刑不當、事実誤認等があつて、原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認める場合にも、原判決を破棄することができるとし、もつて、最高裁判所が具體的事件について、妥當な解決をはかり得る道を開いたのであります。この最高裁判所の権限は、現行刑事訴訟法と應急措置法との中間を行くものとして、適切なものであらうと思ひます。

なお刑事につきましては、控訴審は、全部最高裁判所、上告審は最高裁判所所取り扱うものとする前提のもとに本案はできていることを附言いたしておきます。

最後に、檢察官と警察官及び警察吏員との刑事訴訟法上の關係について申し上げます。申すまでもなく警察は、警察法の制定によりまして、當然犯罪捜査の職務を負ふことになり、警察官及び警察吏員は、從來のように檢察官の補佐または補助としてでなく、独立の主体として犯罪の捜査をする建前になつたのであります。が、なお檢察官との關係につきましては、別に法律で定めるところによることとされておりました。これは、兩者の關係が新しい刑事訴訟法で終局的に確定されることを予定してゐたのであります。本案におい

ては、檢察官と警察官及び警察吏員との關係が新しい刑事訴訟法で終局的に確定されることを予定してゐたのであります。本案におい

ては、檢察官と警察官及び警察吏員との關係が新しい刑事訴訟法で終局的に確定されることを予定してゐたのであります。本案におい

ては、檢察官と警察官及び警察吏員との關係が新しい刑事訴訟法で終局的に確定されることを予定してゐたのであります。本案におい

ては、檢察官と警察官及び警察吏員との關係が新しい刑事訴訟法で終局的に確定されることを予定してゐたのであります。本案におい

ては、檢察官と警察官及び警察吏員との關係が新しい刑事訴訟法で終局的に確定されることを予定してゐたのであります。本案におい

ては、檢察官と警察官及び警察吏員との關係が新しい刑事訴訟法で終局的に確定されることを予定してゐたのであります。本案におい

ては、檢察官と警察官及び警察吏員との關係が新しい刑事訴訟法で終局的に確定されることを予定してゐたのであります。本案におい

ては、檢察官と警察官及び警察吏員との關係が新しい刑事訴訟法で終局的に確定されることを予定してゐたのであります。本案におい

ては、この点につきまして、まず刑事訴訟法上の概念として、従来の司法警察官吏に相当するものとして司法警察職員、司法警察官に相当するものとして司法警察員、司法警察吏に相当するものとして司法巡査の用語を用いることとし、警察官及び警察吏員は、他の法律または国家公安委員会、都道府県公安委員会、市町村公安委員会、または特別区公安委員会の定めるところによつて、司法警察職員として職務を行うものとし、檢察官と司法警察職員とは、捜査に關し互いに協力すべきものとしてゐるのであります。しかしして檢察官は、從來のように自己を補佐しまたは補助する者に対する指揮をいうことではなく、独立の捜査主体たる司法警察職員を予定し、これに対し、公訴を實行するため必要な犯罪捜査の重要な事項に關する準則を定めるための一般的指示権、捜査に協力を求めるため必要な一般的指揮権及び必ずしも犯罪を捜査する場合において必要あるとき、の捜査の補助をさせるための指揮権の三種の権限を認め、これに従わない場合には懲戒または罷免の訴追をすることが出来るものとしたのであります。檢察官と司法警察職員たる警察官及び警察吏員の刑事訴訟法上の關係は、このようにきめられたわけであり、これは警察法の理念にも背馳せず、かつわが國の實情に適合した最も妥當なものと考へられるのであります。

以上簡單ながら改正刑事訴訟法案の最も重要と思はれる点を要説いたしました次第であります。何分先ほどからも申し上げましたように、本案は基本的人権の保障を強調する新憲法の附屬法

典として、最も重要なものの一つであり、國內的にも國際的にも注目の的となつておるのであり、きわめて重大かつあらゆる点で、画期的なものを含んでゐるのであります。何とぞ慎重審議の上、速やかに御可決あらんことを望む次第であります。

○井伊委員長 本日は本案の總括的提案説明だけにいたします。
それではこれで散会いたします。
午後二時六分散会

昭和二十三年八月十四日印刷

昭和二十三年八月十六日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局